

改正

昭和四五年一〇月三〇日三重県公安委員会規則第五号
昭和四九年一二月一〇日三重県公安委員会規則第四号
昭和五四年五月二十八日三重県公安委員会規則第三号
昭和五七年六月二十五日三重県公安委員会規則第四号
平成二年八月二十四日三重県公安委員会規則第三号
平成四年一〇月三〇日三重県公安委員会規則第九号
平成六年五月一〇日三重県公安委員会規則第三号
平成七年二月一七日三重県公安委員会規則第一号
平成九年六月三日三重県公安委員会規則第三号
平成一一年三月一九日三重県公安委員会規則第二号
平成一二年三月三十一日三重県公安委員会規則第四号
平成一二年一二月二六日三重県公安委員会規則第九号
平成一三年六月一九日三重県公安委員会規則第六号
平成一四年五月三十一日三重県公安委員会規則第二号
平成一六年三月一九日三重県公安委員会規則第一号
平成一七年一二月一九日三重県公安委員会規則第一四号
平成一八年六月一日三重県公安委員会規則第一一号
平成一九年三月三〇日三重県公安委員会規則第三号
平成一九年八月一四日三重県公安委員会規則第八号
平成二〇年三月二八日三重県公安委員会規則第三号
平成二一年三月二四日三重県公安委員会規則第三号
平成二一年六月三〇日三重県公安委員会規則第一〇号
平成二三年三月一日三重県公安委員会規則第二号

昭和四七年四月一日三重県公安委員会規則第二号
昭和五三年五月三〇日三重県公安委員会規則第三号
昭和五四年八月三十一日三重県公安委員会規則第五号
昭和六一年三月三十一日三重県公安委員会規則第三号
平成二年一二月二五日三重県公安委員会規則第五号
平成六年三月二五日三重県公安委員会規則第一号
平成六年九月三〇日三重県公安委員会規則第六号
平成七年三月一〇日三重県公安委員会規則第二号
平成一〇年七月三十一日三重県公安委員会規則第二号
平成一一年一〇月二九日三重県公安委員会規則第四号
平成一二年九月一日三重県公安委員会規則第七号
平成一三年三月三〇日三重県公安委員会規則第四号
平成一三年九月二八日三重県公安委員会規則第九号
平成一四年一〇月一日三重県公安委員会規則第七号
平成一七年三月三十一日三重県公安委員会規則第六号
平成一八年三月三十一日三重県公安委員会規則第八号
平成一八年一〇月三十一日三重県公安委員会規則第一四号
平成一九年六月一日三重県公安委員会規則第六号
平成二〇年二月二二日三重県公安委員会規則第一号
平成二一年二月三日三重県公安委員会規則第二号
平成二一年五月二九日三重県公安委員会規則第八号
平成二二年二月二六日三重県公安委員会規則第一号
平成二四年三月三〇日三重県公安委員会規則第三号

平成二五年 三月二九日三重県公安委員 会規則第一号	平成二六年 三月二八日三重県公安委員 会規則第三号
平成二六年 五月二七日三重県公安委員 会規則第四号	平成二七年 三月二七日三重県公安委員 会規則第三号
平成二七年 五月二九日三重県公安委員 会規則第五号	平成二七年 七月一〇日三重県公安委員 会規則第七号
平成二八年 二月九日三重県公安委員 会規則第二号	平成二八年 三月二九日三重県公安委員 会規則第四号
平成二八年 八月五日三重県公安委員 会規則第八号	平成二九年 三月七日三重県公安委員会 規則第二号
平成二九年 三月三一日三重県公安委員 会規則第四号	平成二九年 八月八日三重県公安委員会 規則第七号
平成三〇年 三月一六日三重県公安委員 会規則第三号	平成三一年 二月一五日三重県公安委員 会規則第一号
平成三一年 三月二九日三重県公安委員 会規則第三号	令和二年 三月三一日三重県公安委員会 規則第二号
令和二年 七月二八日三重県公安委員 会規則第二号	令和三年 二月一六日三重県公安委員会 規則第三号
令和三年 三月一二日三重県公安委員 会規則第五号	令和四年 四月一日三重県公安委員会規 則第二号
令和四年 一二月一三日三重県公安委員 会規則第五号	令和五年 三月二四日三重県公安委員会 規則第二号
令和五年 六月二十七日三重県公安委員 会規則第五号	令和六年 三月二十九日三重県公安委員 会規則第四号
令和六年 六月二十八日三重県公安委員 会規則第五号	令和六年 十月二十五日三重県公安委員 会規則第七号
令和六年十二月六日三重県公安委員会 規則第八号	令和六年 十二月二十七日三重県公安委 員会規則第九号
令和七年三月十八日三重県公安委員会 規則第二号	

三重県道路交通法施行細則を次のように定める。

三重県道路交通法施行細則

三重県道路交通法施行細則（昭和二十五年三重県公安委員会規則第七号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第一章の二 交通規制等（第五条―第十条の二）
- 第一章の三 遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等（第十条の三―第十条の八）
- 第二章 緊急自動車の指定等（第十一条―第十二条の四）
- 第三章 車両の交通方法（第十三条―第十五条）
- 第四章 運転者の遵守事項（第十六条）
- 第五章 安全運転管理者等（第十七条―第二十三条の二）
- 第五章の二 特定自動運行の許可等（第二十三条の三―第二十三条の七）
- 第六章 道路の使用等（第二十四条―第二十六条）
- 第七章 運転免許（第二十七条―第三十八条）
- 第八章 雑則（第三十九条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「府令」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(申請等の手続)

第二条 法、令及び府令並びにこの規則に基づいて、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する申請書、届出書その他の書類は、別に定める場合を除き、別表第一の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる者を經由しなければならない。

(信号に用いる灯火)

第三条 令第五条第一項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 色 赤色又は淡黄色
- 二 光度 夜間百メートルの距離から確認できるもの

(公安委員会の告示)

第四条 公安委員会は、第二十条第二項に規定する運転管理の教習の実施の日時及び場所を定めるときは告示するものとする。

第一章の二 交通規制等

(交通規制の効力)

第五条 法第四条第一項前段に規定する交通規制の効力は、信号機にあつては、その作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあつては、これを設置したときに発生するものとする。

- 2 前項の交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止したときに、道路標識等にあつては、これを撤去したときに消滅するものとする。
- 3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通規制の効力を停止する場合は道路標識等を撤去し、又は被覆して行なうものとする。

(交通規制の対象から除く車両等)

第六条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 道路標識等による交通規制の対象から除く車両
 - ア 警衛列自動車
 - イ 警護列自動車
- 二 車両の通行禁止又は歩行者用道路の規制の対象から除く車両（アからサまでに掲げる車両にあつては、当該用務に使用中のものに限る。）
 - ア 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による災害応急対策のため使用される車両
 - イ 災害救助（アに掲げるものを除く。）、人命救助（傷病者等を緊急に医療機関その他の場所に搬送し、又は応急手当することを含む。）、水防活動、消火活動又は火災現場への臨場のため使用される車両
 - ウ 裁判官又は裁判所の発する令状等の執行のため使用される車両
 - エ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）その他法律の規定による捜査（オに掲げるものを除く。）のため使用される車両
 - オ 交通の取締り、交通事故の処理、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、警ら活動、警備活動その他緊急を要する警察活動に使用される車両
 - カ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十四条までの規定による自衛隊の行動のため使用される車両
 - キ 緊急を要する火薬類の除去のため使用される車両
 - ク 緊急を要する事故の発生した航空機、車両等の回収のため使用される車両
 - ケ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用される車両

コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に基づく感染症患者の入院又は感染症の発生の予防若しくはそのまん延を防止する活動のため使用される車両

サ 令第十四条の二に規定する道路維持作業用自動車

シ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十一条の規定による選挙運動又は同法第十四章の三の規定による確認団体が政治活動に使用中のもの

ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両

セ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、公安委員会が特に通行の必要があると認めて区域又は区間を指定して交付する通行禁止除外指定車の標章（第一号様式）を掲出しているもの

（ア）専ら郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）に規定する郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

（イ）医師が緊急往診のため使用中の車両

（ウ）電気、ガス、水道又は電話の緊急工事のため使用中の車両

（エ）信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のため使用中の車両

（オ）報道機関が緊急取材のため使用中の車両

（カ）環境基本法（平成五年法律第九十一号）に基づく監視、巡視、観測、測定、試験及び検査のため使用中の車両

（キ）放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

（ク）狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定による犬の捕獲のため使用中の車両

（ケ）自動車検査証に記載された車体の形状が「患者輸送車」であつて、医療機関等において医療等の提供を受ける者を輸送するため使用中の車両

（コ）自動車検査証に記載された車体の形状が「車いす移動車」であつて、車いす利用者が移動のため使用中の車両

ソ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が特に通行の必要があると認めて区域又は区間を指定して交付する通行禁止除外指定車の標章（第一号様式）を掲出しているもの

（ア）身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの又はこれと同程度に歩行が困難であると公安委員会が認めるもの

（イ）戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項の規定に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であつて、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの又はこれと同程度に歩行が困難であると公安委員会が認めるもの

（ウ）療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日厚生省児発第百五十六号厚生省事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が重度の場合に限る。）

（エ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第一項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害等級が一級の場合に限る。）

（オ）小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成六年十二月一日厚生省児発第百三十三号厚生省児童家庭局長通知）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（疾患名が色素性乾皮症に限る。）

三 最高速度の規制の対象から除く車両

ア 緊急自動車

イ 専ら交通の取締りに従事する自動車

四 駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両

ア 第二号アからスまでに規定する車両で当該用務に現に使用中のもの（令第十三条第一項の規定により緊急自動車として公安委員会の指定を受けているものを除く。）

- イ 令第十三条第一項の規定により緊急自動車として公安委員会の指定を受けている車両で当該用務に現に使用中のもの
- ウ 犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のために、警察官から現に停止を求められている車両
- エ 第二号セ(ア)から(コ)までに掲げる用務に現に使用中の車両で、公安委員会が特に駐車が必要であると認めて区域又は区間を指定して交付する駐車禁止除外指定車の標章(第一号様式の二)を掲出しているもの
- オ 第二号ソ(ア)から(エ)までに掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車(身体障害者等で歩行困難者使用中)の標章(第一号様式の三)(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの
- カ 第二号ソ(オ)に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車(紫外線要保護者使用中)の標章(第一号様式の四)(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの

- 2 次の表の上欄に掲げる標章の交付を受けようとする者は、同表の中欄に掲げる車両に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種別の申請書を当該申請区域又は区間を管轄する警察署長に提出しなければならない。

標章の種別	規制の対象から除く車両	申請書の種別
通行禁止除外指定車の標章	前項第二号セに掲げる車両	通行禁止除外指定申請書(第二号様式の二)
	前項第二号ソ(オ)を除く。)に掲げる車両	通行禁止除外指定申請書(身体障害者等用)(第二号様式の一の二)
	前項第二号ソ(オ)に限る。)に掲げる車両	通行禁止除外指定申請書(紫外線要保護者用)(第二号様式の一の三)
駐車禁止除外指定車の標章	前項第四号エに掲げる車両	駐車禁止除外指定申請書(第二号様式の二)

- 3 次の表の上欄に掲げる標章の交付を受けようとする者は、同表の中欄に掲げる車両に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種別の申請書を住居地を管轄する警察署長に提出しなければならない。

標章の種別	規制の対象から除く車両	申請書の種別
駐車禁止除外指定車(身体障害者等で歩行困難者使用中)の標章	第一項第四号オに掲げる車両	駐車禁止除外指定申請書(身体障害者等用)(第二号様式の三)
駐車禁止除外指定車(紫外線要保護者使用中)の標章	第一項第四号カに掲げる車両	駐車禁止除外指定申請書(紫外線要保護者用)(第二号様式の四)

- 4 前二項に規定する申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、第一項第二号セに掲げる車両又は同号ソに掲げる者のいずれかに該当することを陳明する書面その他別に定める書面を添付しなければならない。
- 5 公安委員会は、第二項及び第三項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両又は標章の交付を受けようとする者が第一項第二号セに掲げる車両又は同号ソに掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて当該申請に係る標章を交付するものとする。
- 6 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - 二 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
 - 三 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)
- 7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

- 8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第三号の場合にあつては亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。
- 一 標章の有効期限が経過したとき。
 - 二 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
 - 三 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見したとき。
 - 四 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。
- （警察署長に委任する交通規制）
- 第七条 法第五条第一項の規定により、警察署長に委任する交通規制は、令第三条の二第一項各号に規定するものとする。
- 2 第六条第一項の規定は、前項の規定により警察署長が行う交通規制についても適用する。
- （高速自動車国道等の事務を処理する警察官の指定等）
- 第七条の二 法第一百四十四条の三に規定する高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官は、三重県警察本部交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）とする。
- 2 第六条第一項の規定は、前項の規定により高速隊長が行う交通規制についても適用する。
- （信号機の設置又は管理の委任）
- 第八条 法第五条第二項の規定により、信号機の設置、又は管理に係る事務の委任を受けようとする者は、信号機設置、管理申請書（第三号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請により公安委員会が信号機の設置、又は管理を委任するときは、信号機設置、管理委任書（第四号様式）を交付して行なうものとする。
- （車両の通行禁止の解除）
- 第九条 令第六条第三号の規定による公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 貨物の集配のため必要があること。
 - 二 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬すること。
 - 三 冠婚葬祭等のため必要があること。
 - 四 業務上の必要があること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、警察署長がやむを得ないと認める事情があること。
- 2 警察署長は、府令第五条第一項の規定により申請書の提出があつたときは、歩行者用・通行禁止道路通行許可車の標章（第五号様式）を交付するものとする。
- 3 第六条第六項から第八項までの規定は、前項の規定による標章について準用する。
- （警察署長の駐車許可）
- 第十条 法第四十五条第一項の規定による許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
- 一 申請日時が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
 - 二 申請場所が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第四十五条第二項に規定する余地がないこととなる場所及び放置駐車となる場合にあつては法第四十五条第一項各号に掲げる場所を除く。）であること。
 - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
 - 三 駐車に係る用務が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - イ 五分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - ウ 道路交通法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
 - 四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内

2 法第四十九条の五の規定による許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

一 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。

ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

三 駐車に係る用務が次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において、道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 道路交通法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内

3 前二項の許可を受けようとする者は、駐車場所を管轄する警察署又は交番（駐在所を含む。）に対し、駐車許可申請書（第六号様式）二通を提出しなければならない。

4 前項に規定する申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

5 警察署長は、第一項又は第二項の許可をしたときは、駐車許可証（第六号様式）を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

6 第六条第六項第一号から第三号までの規定は、前項の規定による許可証について準用する。

（道路の管理者等に対する意見聴取等）

第十条の二 法第一百条の二の規定による道路の管理者等に対する意見聴取、及び協議、又は通知を行なおうとするときは交通規制に関する意見聴取（協議）書（第七号様式）により行なうものとする。

第一章の三 遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等

（遠隔操作型小型車使用届出番号の通知）

第十条の三 法第十五条の三第三項の規定による 通知は、遠隔操作型小型車使用届出番号通知書（第七号様式の二）により行なうものとする。

（立入検査の依頼）

第十条の四 法第十五条の五第一項の規定による 立入検査を行う場合で、立入場所が管轄区域外に所在し、かつ、立入検査の実施が事務の実施に支障があり又は支障があるおそれがあるときは、当該立入場所の所在地を管轄する公安委員会に対して、立入検査実施依頼書（第七号様式の三）に法第十五条の三第一項の規定により提出された届出書及び同条第二項の規定により提出された添付書類の写しを添付して当該立入場所を管轄する公安委員会に送付し、立入検査の実施を依頼するものとする。

（立入検査結果の通知）

第十条の五 法第十五条の五第一項の規定による立入検査を他の都道府県公安委員会から依頼された場合は、立入検査実施結果通知書（第七号様式の四）により、立入検査結果を通知するものとする。

（報告等の求め及び立入検査結果の通知）

第十条の六 法第十五条の五第一項の規定による 報告等の求め又は立入検査を行つた場合において、

当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、報告等の求めについては報告等の求め実施結果通知書（第七号様式の五）、立入検査については立入検査実施結果通知書（第七号様式の四）に法第十五条の三第一項の規定により提出された届出書及び同条第二項の規定により提出された添付書類の写しを添付して当該他の都道府県の区域を管轄する公安委員会に送付し、通知するものとする。

（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）

第十条の七 法第十五条の六の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（第七号様式の六）により行うものとする。

（指示後の通知）

第十条の八 前条の指示を行った場合において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、指示実施通知書（第七号様式の七）に法第十五条の三第一項の規定により提出された届出書及び同条第二項の規定により提出された添付書類の写しを添付して当該他の都道府県の区域を管轄する公安委員会に送付し、通知するものとする。

第二章 緊急自動車の指定等

（緊急自動車の指定）

第十一条 令第十三条第一項の規定による緊急自動車の指定を受けようとする者は、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定申請書 届出書（第八号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき緊急自動車の指定をしたときは、申請者に緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証（第九号様式）を交付するものとする。

3 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車に前項の規定により交付された指定証（以下「指定証」という。）を備え付けなければならない。

4 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証記載事項変更届（第十号様式）により、速やかに公安委員会に届け出て、当該指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証再交付申請書（第十一号様式）により、指定証の再交付を申請することができる。

6 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなつたとき又は指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証返納届（第十二号様式）に当該指定証を添えて公安委員会に返納しなければならない。

（緊急自動車の届出）

第十二条 令第十三条第一項の規定による緊急自動車の届出は、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定申請書 届出書によつてしなければならない。

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、届出者に緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証を交付するものとする。

3 第一項の届出をした者は、当該届出に係る自動車に前項の規定により交付された届出確認証（以下「届出確認証」という。）を備え付けなければならない。

4 第一項の届出をした者は、届出確認証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証記載事項変更届により、速やかに公安委員会に届け出て、当該届出確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 第一項の届出をした者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証再交付申請書により、届出確認証の再交付を受けることができる。

6 第一項の届出をした者は、当該届出に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなつたとき又は届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証 届出確認証返納届に当該届出確認証を添えて公安委員会に返納しなければならない。

（道路維持作業用自動車の届出）

第十二条の二 前条の規定は、令第十四条の二第一号の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」とあるのは、「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

（道路維持作業用自動車の指定）

第十二条の三 第十一条の規定は、令第十四条の二第二号の規定による道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」とあるのは、「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

（緊急自動車の運転資格の審査申請等）

第十二条の四 府令第十五条の二に規定する緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（第十二号様式の二）を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する審査は、三重県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）において行うものとし、審査の日時は、別に定める。

3 第一項に規定する審査に合格した者が運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損して免許証等の再交付を受けた場合又は緊急自動車の運転資格を有する者が免許証等に当該資格を有する旨の記載又は記録を必要とする場合は、使用者を通じて緊急自動車運転資格記載等申請書（第十二号様式の三）を公安委員会に提出しなければならない。

第三章 車両の交通方法

（軽車両の灯火）

第十三条 令第十八条第一項第五号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、府令第九条の四の基準に適合する反射器材を備え付けている場合は、第二号に掲げる灯火をつけることを要しない。

一 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方十メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯

二 灯光の色が橙色又は赤色で、夜間、後方百メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有する尾灯

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

第十三条の二 令第二十二條第三号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第三に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、四・一メートルとする。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第十四条 法第五十七条第二項の規定による軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限は、次のとおりとする。

一 乗車人員

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア） 十六歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者一人を幼児用座席に乗車させているとき。

（イ） 十六歳以上の運転者が、四歳未満の者一人を背負い、ひも等で確実に緊縛しているとき。

（ウ） 十六歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車という。以下同じ。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者二人を乗車させているとき。

（エ） 十六歳以上の運転者が、四歳未満の者一人を背負い、ひも等で確実に緊縛し、かつ、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者一人を乗車させているとき。

（オ） 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させているとき。

（カ） 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、一人又は二人の者をその乗車装置に応じて乗車させているとき。

（キ） 二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車に運転者以外の者一人を乗車させているとき。

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車さ

せないこと。

二 積載重量

ア 積載装置を備える自転車にあつては三十キログラムを、重量運搬に適する積載装置を備える自転車にあつては六十キログラムを、リヤカーをけん引する場合におけるその牽（けん）引されるリヤカーにあつては百二十キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては二千キログラムを、二輪の牛馬車にあつては千五百キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積一・六五平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては、七百五十キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては、四百五十キログラムを超えないこと。

三 積載物の長さ、幅又は高さ

ア 長さ 積載装置の長さに〇・三メートル（牛馬車及び大車にあつては、〇・六メートル）を加えたもの

イ 幅 積載装置の幅に〇・三メートル（牛馬車及び大車にあつては〇・六メートル）を加えたもの

ウ 高さ 二メートル（牛馬車にあつては、三メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

四 積載の方法

ア 積載装置の前後から〇・三メートル（牛馬車及び大車にあつては〇・六メートル）を超えてはみ出さないこと。

イ 積載装置の左右から〇・一五メートル（牛馬車及び大車にあつては〇・三メートル）を超えてはみ出さないこと。

（自動車以外の車両の牽（けん）引制限）

第十五条 法第六十条の規定により自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）によつてする牽（けん）引の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一台をこえる車両を牽（けん）引しないこと。

二 牽（けん）引するための装置を有する車両であること。

三 牽（けん）引されるための装置を有する車両を牽（けん）引すること。

2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなつた自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽（けん）引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を牽（けん）引することができる。

一 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。

二 その故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

三 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車との間の距離は、五メートルをこえないこと。

四 故障車を牽（けん）引しているロープ等の見やすい箇所に〇・三メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

第四章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第十六条 法第七十一条第六号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 かさをさして（車体に固定した場合を含む。）、自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

二 車両の安定を保つことができないような重量又は容量のある物を携帯して、自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

三 運転の妨げとなるような衣服を着用し、又は下駄その他の運転操作に支障のあるはき物をはいて自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。

四 乗車装置を有する自動二輪車に、他の者をまたがらせずに乗車させ運転しないこと。

- 五 積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン、スノータイヤその他の有効なすべり止めの措置を講じないで自動車（二輪の自動車を除く。）を運転しないこと。
- 六 警告音を備えず、又はその機能が不完全な自転車を運転しないこと。
- 七 自動車（二輪の自動車を除く。）を後退させる場合においては、目視及び後写鏡により進路周囲の安全を確認し、車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させること。
- 八 自動車（二輪の自動車を除く。）を運転してどろ土の路外から舗装された道路に入る場合においては、自動車に付着したどろ土を落とし、路面を著しく汚さないための必要な措置をとること。
- 九 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については〇・一二五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- 十 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については〇・〇五〇リットル以下、定格出力については〇・六〇キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- 十一 自動車を運転する場合において、法第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により準中型自動車を運転することができる免許を受けた者又は法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第九十一条の規定により当該免許に法第七十一条の六第一項又は第二項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いずに表示自動車（当該標識を付けた準中型自動車又は普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。
- 十二 大音量で、イヤホン、ヘッドホンその他の機器を使用して音楽を聴く等、警告器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示その他の安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者がイヤホン等を使用して当該目的のための指令を受信する場合は、この限りでない。

第五章 安全運転管理者等

（安全運転管理者等の選任の届出）

第十七条 法第七十四条の三第五項の規定による選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（第十三号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（第十三号様式の二）に安全運転管理者等に係る次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 住民票の写し（届出日前三月以内に発行されたものに限る。）

二 自動車の運転管理経験に関する経歴を証明する書類（自動車の運転管理に関する能力に係る公安委員会の認定を受けた者にあつては、第十九条第二項の資格認定書の写し）

三 自動車運転経験期間の証明書又は免許証の写し若しくは特定免許情報が記載された書面（副安全運転管理者の届出の場合に限る。）

四 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第四号に規定する書面のうち安全運転管理者等の過去二年間の記録に係る運転記録証明書（届出日前三月以内に発行されたものに限る。）

五 府令第九条の九第一項第二号の規定による運転管理の教習（第二十条から第二十二条までにおいて「運転管理の教習」という。）を修了した者にあつては、第二十二条の修了証書の写し

2 公安委員会は、前項に規定する安全運転管理者等の選任届を受理した場合は、この届出に係る者が府令第九条の九に規定する要件を備えていると認めたときは、安全運転管理者証（第十四号様式）又は副安全運転管理者証（第十四号様式の二）を交付するものとする。

（安全運転管理者等の変更又は解任の届出）

第十八条 前条第一項の規定による安全運転管理者等の選任の届出をした者は、当該届出事項のうち次の各号に掲げる事項について変更があつた場合又は安全運転管理者等を解任した場合は、変更のあつた日又は解任した日から十五日以内に安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書により当該変更又は解任に係る事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 届出者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位
- 三 自動車の使用の本拠の名称及び位置
（安全運転管理者等の認定申請等）

第十九条 自動車の運転の管理に関し、府令第九条の九第一項第二号又は同条第二項第二号に規定するこれらの者と同等以上の能力（以下「同等以上の能力」という。）を有することについて、公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者等資格認定申請書（第十五号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を受理した公安委員会は、その申請書を提出した者が同等以上の能力を有すると認めた場合は、その者に安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定書（第十五号様式の二）を交付するものとする。
（運転管理の教習）

第二十条 運転管理の教習は、次の各号に掲げる科目について行い、その教習時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 安全運転管理者の責任及び心構え 五時間以上六時間以内
- 二 安全運転管理者として業務を行なうについて必要な法令、自動車等の操作及び構造、交通事故防止の方策等の知識 七時間以上八時間以内

- 2 前項に規定する教習の実施の日時及び場所は、別に定める。
（運転管理の教習の申請）

第二十一条 運転管理の教習を受けようとする者は、安全運転管理教習申請書（第十六号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

（運転管理の教習の修了証書）

第二十二条 運転管理の教習を修了した者に対しては、修了証書（第十六号様式の二）を交付するものとする。

（安全運転管理者等の解任命令）

第二十三条 法第七十四条の三第六項の規定により公安委員会が行う安全運転管理者等の解任命令は、安全運転管理者等解任命令書（第十七号様式）によつて行うものとする。

（報告又は資料の提出）

第二十三条の二 法第七十五条の二の二の規定による公安委員会の報告又は資料の提出の要求は、報告・資料の提出要求書（第十八号様式）により行うものとし、当該報告又は資料の提出の要求は、次の各号に掲げるものについて行うものとする。

- 一 運行管理業務に関するもの
- 二 自動車事故の防止に関するもの
- 三 自動車運転者の指導教育に関するもの
- 四 自動車運転者の適正管理に関するもの
- 五 速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態の把握に関するもの
- 六 その他自動車の安全な運転に必要な業務の状況が確認できるもの及び放置行為防止のために必要な業務の履行に関するもの

第五章の二 特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可に関する意見聴取）

第二十三条の三 法第七十五条の十三第二項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（第十八号様式の二）により行うものとする。

- 2 府令第九条の二十二の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取（乙）（第十八号様式の三）により行うものとする。
（不許可の通知）

第二十三条の四 法第七十五条の十四の規定による特定自動運行を不許可とする場合の通知は、不

許可通知書（第十八号様式の四）により行うものとする。

（許可証の返納）

第二十三条の五 府令第九条の三十八の規定による許可証の返納は、許可証返納届出書（第十八号様式の五）により行うものとする。

（報告等の要求）

第二十三条の六 法第七十五条の二十五第一項の規定により、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（第十八号様式の六）を当該実施者に交付して行うものとする。

（特定自動運行実施者に対する指示）

第二十三条の七 法第七十五条の二十六第一項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書（第十八号様式の七）により行うものとする。

2 法第七十五条の二十六第二項の規定による意見の聴取は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（第十八号様式の八）により行うものとする。

第六章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第二十四条 法第七十六条第四項第七号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 交通のひんばんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。

二 みだりに交通の妨害となるような泥土、汚水、かわら、ごみその他の汚物を道路にまき、流し、又は捨てること。

三 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。

四 氷結するおそれのあるときに道路に水をまくこと。

五 牛、馬等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。

六 車両等の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。

七 進行中の車両から、交通の危険又は妨害となるような方法で身体を出し、又は物を突き出すこと。

八 交通のひんばんな橋上において、釣り、投網等をすること。

九 道路において、みだりにたき火をし、又は発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。

（道路の使用許可）

第二十五条 法第七十七条第一項第四号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第四号及び第六号から第十号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定によりすることができる選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。

一 道路に、みこし、だし、踊り屋台等を出し、又は道路において、盆踊りその他これに類する催し物をする事。

二 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他これらに類する催し（学生及び生徒の遠足、旅行等の隊列又は通常の冠婚葬祭等による行列を除く。）をすること。

三 道路において、ロケーション若しくは写真撮影会をし、又は人を集めて街頭録音若しくは街頭録画をすること。

四 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、展示等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。

五 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。

六 道路において、広告、宣伝又は示威のため、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、楽器を鳴らし、又は特異な装いをして集団で通行すること。

七 車両等に著しい人目をひくような特殊な装飾をして通行すること。

八 広告又は宣伝のため、幕、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを掲げて、車両等を連ねて通行すること。

九 道路において、人の集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。

十 交通のひんばんな道路に広告、宣伝等のため印刷物その他の物品を散布し、又は交通のひんば

んな道路において、通行する者にこれを交付すること。

十一 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットのの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

(道路の使用許可の申請)

第二十六条 府令第十条第三項に規定する申請書に添付する書類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 使用する道路及びその付近の見取図
- 二 工作物を設けるものにあつては、その設計図及び仕様書

第七章 運転免許

(試験、検査及び審査の場所等)

第二十七条 法第八十九条第一項に規定する運転免許試験(以下「試験」という。)、同条第三項に規定する検査並びに法第九十一条及び法第九十一条の二に規定する条件に係る審査は、次に掲げる場所

(大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の試験にあつては、公安委員会が指定する道路を含む。)において行う。

- 一 運転免許センター
 - 二 警察署
 - 三 その他公安委員会が指定する場所
- 2 試験、検査及び審査を行う日時は、別に定める。

第二十八条 削除

(試験の結果発表)

第二十九条 試験の結果は、府令第二十六条に掲げる試験ごとに発表する。

(再試験の場所等)

第二十九条の二 法第百条の二に規定する再試験(以下「再試験」という。)は、運転免許センター(準中型免許及び普通免許の再試験にあつては、公安委員会が指定する道路を含む。)において行うものとし、再試験の日時は、別に定める。

- 2 再試験は、学科再試験を技能再試験の前に行うものとし、学科再試験に合格しなかつた者に対しては、技能再試験を行わない。
- 3 再試験の結果は、当該再試験ごとに発表する。

(合格決定の取消し通知)

第三十条 法第九十七条の三第二項の規定による合格決定取消しの通知は、運転免許試験合格取消通知書(第十九号様式)により行なう。

(不正受験の措置)

第三十一条 法第九十七条の三第三項の規定により試験を受けることを停止する期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間以内とする。

- 一 身代りにより試験を受け、又は受けようとした者 一年
 - 二 運転免許申請書等を偽造若しくは改ざんして試験を受け、又は受けようとした者 一年
 - 三 前各号に掲げるもののほか、不正に試験を受け、又は受けようとした者 六月
- 2 前項に規定する期間の決定をしたときは、運転免許受験停止通知書(第二十号様式)により通知する。

(免許の条件の変更等)

第三十二条 法第九十一条の規定により自動車等を運転するについて必要な条件(自動車等の種類を限定したものを除く。)を付された者で、その条件の解除又は変更を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、現に受けている免許に係る免許証等を提示し、かつ、限定解除(条件変更)審査申請書(第二十一号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法附則により自動車等を運転するについて、自動車等の種類を限定されている者で、その解除審査を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものについて準用する。

(再交付申請書等の申請用写真の省略)

第三十三条 府令第二十一条第六項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第二項の再交付申請書を提出する場合(仮免許に係る免許証の再交付を申請する場合を除く。)とする。

第三十三條 府令第二十一條第六項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第二項の再交付申請書を提出する場合（仮免許に係る免許証の再交付を申請する場合を除く。）とする。

2 府令第二十一條の二第三項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第一項の特定免許情報記録申請書を提出する場合とする。

3 府令第二十一條の九第三項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第一項の運転免許証交付申請書を提出する場合とする。

4 府令第二十九條第三項（府令第二十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第一項の更新申請書を提出する場合とする。

5 府令第三十條の七第四項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に同条第一項の申請書を提出する場合とする。

（運転経歴証明書交付等申請書の様式等）

第三十三條の二 府令第三十條の八第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書は、運転経歴証明書交付等申請書（第二十一号様式の三）とする。

2 府令第三十條の八第二項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に前項の運転経歴証明書交付等申請書を提出する場合（代理人が行う場合を除く。）とする。

3 府令第三十條の八第一項の申請に併せて運転経歴証明書を返納しようとするときは、府令第三十條の十二第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。

4 府令第三十條の八第一項の申請に併せて運転経歴情報記録の抹消を受けようとするときは、府令第三十條の十六第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更等に係る届出書の様式）

第三十三條の三 府令第三十條の十第二項及び第三十條の十五第二項の公安委員会規則で定める届出書は、運転経歴証明書記載事項変更等届（第二十一号様式の四）とする。

（運転経歴証明書再交付申請書の様式等）

第三十三條の四 府令第三十條の十一第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書（第二十一号様式の五）とする。

2 府令第三十條の十一第二項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に前項の運転経歴証明書再交付申請書を提出する場合（代理人が行う場合を除く。）とする。

3 府令第三十條の十一第一項の申請に併せて運転経歴情報の記録を受けようとするときは、府令第三十條の八第一項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。

4 府令第三十條の十一第一項の申請に併せて運転経歴情報記録の抹消を受けようとするときは、府令第三十條の十六第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。

（運転経歴証明書返納届の様式）

第三十四條 府令第三十條の十二第二項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届は、運転経歴証明書返納届（第二十一号様式の六）とする。

（運転経歴情報抹消届の様式）

第三十五條 府令第三十條の十六第二項の公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届は、運転経歴情報抹消届（第二十一号様式の七）とする。

（臨時適性検査の通知）

第三十六條 法第百二條第六項及び第百七條の四第一項の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（第二十三号様式）により行なうものとする。

（講習）

第三十七條 法第百八條の二の規定による講習の実施について必要な事項は、別に定める。

（取消処分者講習の受講手続等）

第三十七條の二 法第百八條の二第一項第二号の講習を受けようとする者は、公安委員会に申し出て、講習日時及び場所の指定を受けるものとする。

2 前項の指定を受けた者は、取消処分者講習受講申請書（第二十三号様式の二）に府令第十七條第一項第十号に規定する写真二枚を添付し、公安委員会に提出するものとする。

（停止処分者講習の受講手続等）

- 第三十七条の三 法第百八条の二第一項第三号の規定による講習を受けようとする者は、受講申出書（第二十四号様式）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する受講申出書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
- 3 第一項に規定する講習を終了した者に対して免許の効力の停止の期間若しくは免許の保留の期間又は国際免許に係る自動車等の運転の禁止の期間を短縮したときは、運転免許停止（保留・自動車等の運転禁止）期間短縮通知書（第二十五号様式）により通知するものとする。
（大型車講習等の受講手続等）
- 第三十七条の四 法第百八条の二第一項第四号の規定による講習を受けようとする者は、大型車講習等受講申出書（第二十五号様式の二）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する大型車講習等受講申出書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
（大型二輪車講習等の受講手続等）
- 第三十七条の五 法第百八条の二第一項第五号の規定による講習を受けようとする者は、大型二輪車講習等受講申出書（第二十五号様式の三）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する大型二輪車講習等受講申出書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
- 第三十七条の六 削除
（原付講習の受講手続等）
- 第三十七条の七 法第百八条の二第一項第六号の規定による講習を受けようとする者は、原付講習受講申出書（第二十五号様式の五）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する原付講習受講申出書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
（旅客車講習の受講手続等）
- 第三十七条の八 法第百八条の二第一項第七号の規定による講習を受けようとする者は、旅客車講習受講申出書（第二十五号様式の六）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する旅客車講習受講申出書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
（応急救護処置講習の受講手続等）
- 第三十七条の九 法第百八条の二第一項第八号の規定による講習を受けようとする者は、応急救護処置講習受講申出書（第二十五号様式の七）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する応急救護処置講習受講申出書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
（更新時講習の受講手続等）
- 第三十七条の十 法第百八条の二第一項第十一号の規定による講習を受けようとする者は、講習の種別に従い、更新時講習受講申請書（優良運転者講習）（第二十五号様式の八）若しくは更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（優良運転者講習）（第二十五号様式の八の二）、更新時講習受講申請書（一般運転者講習）（第二十五号様式の九）若しくは更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（一般運転者講習）（第二十五号様式の九の二）、更新時講習受講申請書（違反運転者講習）（第二十五号様式の十）若しくは更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（違反運転者講習）（第二十五号様式の十の二）又は更新時講習受講申請書（初回更新者講習）（第二十五号様式の十一）若しくは更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（初回更新者講習）（第二十五号様式の十一の二）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
（高齢者講習の受講手続等）
- 第三十七条の十一 法第百八条の二第一項第十二号の規定による講習を受けようとする者は、講習の種別に従い、高齢者講習受講申請書（実車指導を含む講習）（第二十五号様式の十二）若しくは高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（実車指導を含む講習）（第二十五号様式の十二の二）、高齢者講習受講申請書（実車指導を含まない講習）（第二十五号様式の十三）若しくは高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（実車指導を含まない講習）（第二十五号様式の十

三の二)を提出するものとする。

- 2 前項に規定する申請書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
(違反者講習の受講手続等)

第三十七条の十二 法第百八条の二第一項第十三号の規定による講習を受けようとする者は、講習の種類別に従い、違反者講習受講申出書(社会参加活動を含む講習)(第二十五号様式の十四)又は、違反者講習受講申出書(社会参加活動を含まない講習)(第二十五号様式の十五)を提出するものとする。

- 2 前項に規定する違反者講習受講申出書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
(若年運転者講習の受講手続等)

第三十七条の十三 法第百八条の二第一項第十四号の規定による若年運転者講習を受けようとする者は、若年運転者講習受講申請書(第二十五号様式の十六)を提出するものとする。

- 2 前項に規定する若年運転者講習受講申請書を提出した者に対しては、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
(特定任意講習の受講手続等)

第三十七条の十四 令第三十七条の六第二号の規定による講習を受けようとする者は、特定任意講習受講申込書(第二十五号様式の十七)及び特定任意講習受講者名簿(第二十五号様式の十八)を提出して、講習日時及び場所の指定を受けるものとする。

- 2 前項の指定を受けた者は、特定任意講習受講申請書(第二十五号様式の十九)を提出するものとする。
(認知機能検査の受検手続等)

第三十七条の十五 法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は法第百一条の七第一項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申出書(第二十五号様式の二十)を提出するものとする。

- 2 前項に規定する認知機能検査受検申出書を提出した者に対しては、検査を行う日時及び場所を指定するものとする。
(運転技能検査の受検手続等)

第三十七条の十六 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申出書(第二十五号様式の二十一)を提出するものとする。

- 2 前項に規定する運転技能検査受検申出書を提出した者に対しては、検査を行う日時及び場所を指定するものとする。
(公安委員会の事務の委任)

第三十八条 法第百十四条の二第一項の規定により同条同項に規定する事務は、三重県警察本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会を付与し、聴聞し、若しくは意見の聴取をした事案又は公安委員会が法第百八条の規定により委託した免許関係事務に係るものについては、この限りでない。

第八章 雑則

(監督行政庁に対する意見聴取)

第三十九条 法第七十五条第三項(法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取は、自動車の使用制限に関する意見照会書(第二十六号様式)又は車両の使用制限命令に関する意見照会書(第二十七号様式)により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十四年一月一日から施行する。
(経過規定)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた許可その他の処分又は申請その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。
- 3 この規則の施行の日から昭和四十四年九月三十日までの間は、旧規則に規定する様式を用いて許可その他の処分又は申請その他の手続きをすることができる。

- (聴聞等に関する規則の一部改正)
- 4 聴聞等に関する規則(昭和四十二年三重県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「三重県道路交通法施行細則(昭和三十五年三重県公安委員会規則第七号)第二十四条の二」を「三重県道路交通法施行細則(昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号)第三十八条」に改める。
- 附 則 (昭和四十五年十月三十日三重県公安委員会規則第五号)
- この規則は、昭和四十五年十一月二十日から施行する。
- 附 則 (昭和四十七年四月一日三重県公安委員会規則第二号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四十九年十二月二十日三重県公安委員会規則第四号)
- この規則は、昭和五十年一月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十三年五月二十日三重県公安委員会規則第三号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。
- (経過規定)
- 2 この規則の施行の際、改正前の三重県道路交通法施行細則第六条第三項の規定により交付されている通行禁止除外指定証及び標章は、その有効期限内に限り効力を有するものとする。
- 附 則 (昭和五十四年五月二十八日三重県公安委員会規則第三号)
- 1 この規則は、昭和五十四年七月一日から施行する。
- 2 改正前の三重県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された許可証その他の証票は、改正後の三重県道路交通法施行細則の相当規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行前において旧規則の規定に基づいて調整した安全運転管理者証は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。
- 附 則 (昭和五十四年八月三十一日三重県公安委員会規則第五号)
- この規則は、昭和五十四年九月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十七年六月二十五日三重県公安委員会規則第四号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和六十二年三月三十一日三重県公安委員会規則第三号)
- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定によりなされている許可等の申請は、改正後の三重県道路交通法施行細則の相当規定に基づいてなされた申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定により交付されている許可証等の証票は、改正後の三重県道路交通法施行細則の相当規定に基づいて交付された証票とみなす。
- 附 則 (平成二年八月二十四日三重県公安委員会規則第三号)
- この規則は、平成二年九月一日から施行する。
- 附 則 (平成二年十二月二十五日三重県公安委員会規則第五号)
- この規則は、平成三年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成四年十月三十日三重県公安委員会規則第九号)
- 1 この規則は、平成四年十一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 附 則 (平成六年三月二十五日三重県公安委員会規則第一号)
- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。
- 附 則 (平成六年五月十日三重県公安委員会規則第三号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第二十五号様式の二の規定により提出されている原付講習受講

申出書は、改正後の第二十五号様式の五の規定により提出された原付講習受講申出書とみなす。

附 則（平成六年九月三十日三重県公安委員会規則第六号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年二月十七日三重県公安委員会規則第一号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月十日三重県公安委員会規則第二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則中第一条の規定は平成七年三月十三日から、第二条並びに附則第二項及び第三項の規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成九年六月三日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年七月三十一日三重県公安委員会規則第二号）

- 1 この規則は、平成十年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第二十五号様式の九の規定により提出されている特定任意講習受講申込書、第二十五号様式の十の規定により提出されている特定任意講習受講者名簿及び第二十五号様式の十一の規定により提出されている特定任意講習受講申請書は、それぞれ改正後の第二十五号様式の十二の規定により提出された特定任意講習受講申込書、第二十五号様式の十三の規定により提出された特定任意講習受講者名簿及び第二十五号様式の十四の規定により提出された特定任意講習受講申請書とみなす。

附 則（平成十一年三月十九日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十月二十九日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月一日三重県公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十六日三重県公安委員会規則第九号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年六月十九日三重県公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年九月二十八日三重県公安委員会規則第九号）

この規則は、平成十四年一月四日から施行する。

附 則（平成十四年五月三十一日三重県公安委員会規則第二号）

- 1 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十四年十月一日三重県公安委員会規則第七号）

この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月十九日三重県公安委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則中第一条の規定は平成十六年三月二十二日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則第一条の規定の施行の日前にこの規則第一条の規定による改正後の三重県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）別表第二に掲げる道路を通行した自動車についての新細則第十二条の二の適用については、同条中「四・メートル」とあるのは、従前のとおり「三・八メートル

- ル」とする。
- 3 この規則第二条の規定の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。
- 附 則（平成十七年三月三十一日三重県公安委員会規則第六号）
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十七年十一月二十九日三重県公安委員会規則第十四号）
この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月三十一日三重県公安委員会規則第八号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定により交付されている標章は、改正後の三重県道路交通法施行細則に基づいて交付された標章とみなす。
- 附 則（平成十八年六月一日三重県公安委員会規則第十一号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十八年十月三十一日三重県公安委員会規則第十四号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定により交付されている安全運転管理者証及び副安全運転管理者証は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて交付された安全運転管理者証及び副安全運転管理者証とみなす。
- 附 則（平成十九年三月三十日三重県公安委員会規則第三号）
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十九年六月一日三重県公安委員会規則第六号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成十九年六月二日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書は、改正後の第十三号様式の規定による安全運転管理者に関する届出書及び第十三号様式の二の規定による副安全運転管理者に関する届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。
- 附 則（平成十九年八月十四日三重県公安委員会規則第八号）
- 1 この規則は、平成十九年九月二十八日から施行する。
- 2 平成十九年九月三十日までの間、改正後の三重県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第六条第一項第二号セ（ア）中「郵便物」とあるのは、「通常郵便物」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第六条第一項第五号に規定する身体障害者等用駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている者のうち、新規則第六条第一項第二号ソ（ア）から（エ）までに該当しないものについては、新規則の規定にかかわらず、当該標章の有効期限内に限り、当該標章と引き替えに平成二十二年九月二十七日までを有効期限とする新規則第六条第一項第四号オに規定する駐車禁止除外指定車（身体障害者等で歩行困難者使用中）の標章の交付を受けることができる。
- 4 旧規則第六条第二項及び第三項の規定により交付された標章並びに第十条第三項の規定により交付された許可証は、当該標章及び許可証の有効期間の満了する日までの間は、新規則第六条第五項の規定により交付された標章及び第十条第五項の規定により交付された許可証とみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に旧規則第六条第二項の規定により交付された標章を掲出する車両のうち、旧規則第六条第一項第二号ス（ア）に掲げる郵便物を集配するために使用するものであつて、小包郵便物を集配するために使用中のものが掲げる標章については、新規則の施行の日その効力を失う。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の

調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年二月二十二日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成二十年二月二十三日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年二月三日三重県公安委員会規則第二号）

この規則中第十四条の改正規定は公布の日から、第十六条に一号を加える改正規定は平成二十一年三月一日から、別表第三の六の項の改正規定は平成二十一年二月七日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十四日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年五月二十九日三重県公安委員会規則第八号）

1 この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則に規定する第二十五号様式、第二十五号様式の十二及び第二十五号様式の十二の二により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十一年六月三十日三重県公安委員会規則第十号）

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二六日三重県公安委員会規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は平成二十二年四月一日から、第十条の改正規定は平成二十二年四月十九日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている安全運転管理者証、副安全運転管理者証、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定証及び修了証書は、改正後の三重県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて交付された安全運転管理者証、副安全運転管理者証、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定証及び修了証書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている届出書、申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された届出書、申請書その他の書類とみなす。

4 この規則施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をしてしようすることができる。

附 則（平成二十三年三月一日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十日三重県公安委員会規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項第一号の改正規定は、同年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年五月二十七日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二七日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十九日三重県公安委員会規則第 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十七年七月十日三重県公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年二月九日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年八月五日三重県公安委員会規則第八号）

この規則は、平成二十八年八月十一日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。

（経過措置）

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「新法」という。）第百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの規則の施行日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第百一条の四第一項の規定により行われる講習に係る受講申請書については、改正後の三重県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、新規則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十九年三月三十一日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年八月八日三重県公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月十六日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成三十年三月十八日から施行する。

附 則（平成三十一年二月十五日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成三十一年二月十七日から施行する。ただし、別表第三の一の項の改正規定及び同表の三八の項の改正規定（「三重県員弁郡東員町大字長深字抜井二七八番一」を「三重県いなべ市大安町大字高柳字村前二〇九八番」に改める部分に限る。）は、平成三十一年三月十七日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二一日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年七月二八日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、令和二年八月一日から施行する。

附 則（令和三年二月一六日三重県公安委員会規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則、三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、委託を受けて確認事務を行うとする法人の登録等の手続に関する規則及び三重県公安委員会審査請求手続規則（次項においてこれらを「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県道路交通法施行細則、三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則及び三重県公安委員会審査請求手続規則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年三月一二日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月一二日三重県公安委員会規則第五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月二十四日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年六月二十七日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二八日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

附 則（令和六年十月二十五日三重県公安委員会規則第七号）

- 1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年十二月六日三重県公安委員会規則第八号）

この規則は、令和六年十二月七日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十七日三重県公安委員会規則第九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一号様式、第二十一号様式の三から第二十一号様式の五まで、第二十五号様式の八、第二十五号様式の九、第二十五号様式の十及び第二十五号様式の十一の改正規定は、令和七年一月五日から、別表第三の改正規定は、令和七年一月二十四日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

附 則（令和七年三月十八日三重県公安委員会規則第二号）

- 1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和七年三月二十九日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

区分	提出する書類	経由先
一	第八条に規定する信号機設置、管理申請書	当該信号機の設置場所を管轄する警察署長
二	府令第五条の四に規定する遠隔操作型小型車使用届出書	三重県警察本部交通部交通規制課長
三	府令第八条の五に規定する制限外 ^け 牽引の許可申請書	当該自動車の出発地を管

四	府令第九条の十六に規定する標章除去申請書	轄する警察署長 当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
	第十一条に規定する緊急自動車指定申請書、緊急自動車指定証記載事項変更届、緊急自動車指定証再交付申請書及び緊急自動車指定証返納届	
	第十二条に規定する緊急自動車届出書、緊急自動車届出確認証記載事項変更届、緊急自動車届出確認証再交付申請書及び緊急自動車届出確認証返納届	
	第十二条の二に規定する道路維持作業用自動車届出書、道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届、道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書及び道路維持作業用自動車届出確認証返納届	
	第十二条の三に規定する道路維持作業用自動車指定申請書、道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届、道路維持作業用自動車指定証再交付申請書及び道路維持作業用自動車指定証返納届	
	第十七条及び第十八条に規定する安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書	
	第十九条に規定する安全運転管理者等資格認定申請書	
	第二十一条に規定する安全運転管理教習申請書	
五	府令第九条の十九に規定する特定自動運行許可証再交付申請書	三重県警察本部交通部交通企画課長
	府令第九条の二十に規定する特定自動運行許可申請書	
	府令第九条の二十三に規定する特定自動運行計画変更許可申請書	
	府令第九条の二十五に規定する特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書	
	第二十三条の五に規定する許可証返納届出書	
六	府令第十八条の二の三に規定する技能検査申請書	三重県警察本部交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）
	府令第二十八条の四に規定する再試験受験申込書	
	府令第二十九条の二の二に規定する経由申請書	
	府令第三十一条の五に規定する自動車教習所の届出書	
	府令第三十五条に規定する指定自動車教習所の指定申請書	
	第十二条の四に規定する緊急自動車運転資格審査申請書及び緊急自動車運転資格記載等申請書	
	第三十七条の二に規定する取消処分者講習受講申請書	
	第三十七条の四に規定する大型車講習等受講申出書	
	第三十七条の五に規定する大型二輪車講習等受講申出書	
	第三十七条の八に規定する旅客車講習受講申出書	
	第三十七条の九に規定する応急救護処置講習受講申出書	
	第三十七条の十二に規定する違反者講習受講申出書（社会参加活動を含む講習）及び違反者講習受講申出書（社会参加活動を含まない講習）	
七	府令第十七条に規定する運転免許申請書	運転免許センター長又は当該申請等をする者の住所地を管轄する警察署長
	府令第十八条の五に規定する限定解除審査申請書	
	府令第十八条の六に規定する運転免許条件申請書	
	府令第二十条に規定する運転免許証記載事項変更届	
	府令第二十一条に規定する運転免許証再交付申請書	

	府令第二十一条の二に規定する特定免許情報記録申請書	
	府令第二十一条の五に規定する運転免許証返納届	
	府令第二十一条の八に規定する免許情報記録抹消届	
	府令第二十一条の九に規定する運転免許証交付申請書	
	府令第二十九条に規定する運転免許証等更新申請書（法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）に係る申請を除く。）	
	府令第二十九条の二に規定する特例更新申請書（優良運転者に係る申請を除く。）	
	府令第三十条の七に規定する運転免許取消申請書	
	府令第三十七条の九に規定する国外運転免許証交付申請書	
	第三十二条に規定する限定解除審査（条件変更）申請書	
	第三十三条の二に規定する運転経歴証明書交付等申請書	
	第三十三条の三に規定する運転経歴証明書記載事項変更等届	
	第三十三条の四に規定する運転経歴証明書再交付申請書	
	第三十四条に規定する運転経歴証明書返納届	
	第三十五条に規定する運転経歴情報抹消届	
	第三十七条の三に規定する受講申出書	
	第三十七条の七に規定する原付講習受講申出書	
	第三十七条の十に規定する更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（優良運転者講習）、更新時講習受講申請書（一般運転者講習）、更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（一般運転者講習）、更新時講習受講申請書（違反運転者講習）、更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（違反運転者講習）、更新時講習受講申請書（初回更新者講習）及び更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（初回更新者講習）	
	第三十七条の十四に規定する特定任意講習受講申込書、特定任意講習受講者名簿及び特定任意講習受講申請書	
八	府令第二十九条に規定する運転免許証等更新申請書（優良運転者に係る申請に限る。）	運転免許センター長又は警察署長
	府令第二十九条の二に規定する特例更新申請書（優良運転者に係る申請に限る。）	
	第三十七条の十に規定する更新時講習受講申請書（優良運転者講習）	
	第三十七条の十一に規定する高齢者講習受講申請書（実車指導を含む講習）、高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）（実車指導を含む講習）受講申請書、高齢者講習受講申請書（実車指導を含まない講習）及び高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（実車指導を含まない講習）	
	第三十七条の十三に規定する若年運転者講習受講申出書	
	第三十七条の十五に規定する認知機能検査受検申出書	
	第三十七条の十六に規定する運転技能検査受検申出書	
九	その他の申請及び届出等の書類	当該申請等をする者の住所地を管轄する警察署長

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		一級から二級までの各級及び四級の	特別項症から第四項症までの各
聴覚障害		二級及び三級	特別項症から第四項症までの各
平衡機能障害		二級	特別項症から第四項症までの各
上肢不自由		一級、二級の二及び二級の二	特別項症から第三項症までの各
下肢不自由		一級から四級までの各級	特別項症から第三項症までの各
体幹不自由		一級から三級までの各級	特別項症から第四項症までの各
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	一級から四級までの各級	
心臓機能障害		一級及び三級	特別項症から第三項症までの各
じん臓機能障害		一級及び三級	特別項症から第三項症までの各
呼吸器機能障害		一級及び三級	特別項症から第三項症までの各
ぼうこう又は直腸の機能障害		一級及び三級	特別項症から第三項症までの各
小腸機能障害		一級及び三級	特別項症から第三項症までの各
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		一級から三級までの各級	
肝臓機能障害		一級から三級までの各級	特別項症から第三項症までの各

備考

- 一 障害の級別は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる障害の級別によるものとする。
- 二 重度障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に掲げる重度障害の程度によるものとする。

別表第三（第十三条の二関係）

区分	路線名	区間
一	近畿自動車道名古屋神戸線	三重県桑名郡木曽岬町大字新輪一丁目一九番一から三重県亀山市安坂山町字二瀬川一一六六番一一まで
二	近畿自動車道名古屋神戸線	三重県亀山市辺法寺町字大增五七番二から三重県亀山市安坂山町字錐ヶ瀬地先まで
三	近畿自動車道名古屋亀山線	三重県桑名市長島町小島字新川田二四三番一地先から三重県亀山市太岡寺町字富士山七六一番一〇まで

四	近畿自動車道名古屋亀山線	三重県亀山市布気町字矢ノ峯七四一番地三から三重県亀山市木下町字立谷二六四番地五まで
五	近畿自動車道伊勢線	三重県亀山市関町木崎字佛谷一九四〇番二から三重県伊勢市楠部町字黒木乙四〇〇番二まで
六	近畿自動車道尾鷲多気線	三重県多気郡多気町丹生字寒谷四四一四番地一から三重県尾鷲市倉ノ谷町一〇六四番四まで
七	一般国道一号	三重県桑名市長島町東殿名字木曾一〇六四番一から三重県亀山市関町坂下字鈴鹿山六六二番一まで
八	一般国道一号	三重県三重郡川越町大字南福崎字大正割八一五番一から三重県四日市市山之色町字穴田五三七番一まで
九	一般国道二三号	三重県桑名郡木曾岬町大字川先字東丸山一三番一五八から三重県伊勢市宇治今在家町字作楽一二〇番一まで
一〇	一般国道二三号	三重県鈴鹿市北玉垣町字細田一六五九番一から三重県松阪市小津町字八瀬歸五二一番二まで
一一	一般国道二五号	三重県四日市市大字塩浜字八幡一一七番一から三重県四日市市大治田町二丁目一〇〇二番二まで
一二	一般国道二五号	三重県亀山市太岡寺町字富士山七五五番から三重県伊賀市治田字奥ノ廣一三五三番まで
一三	一般国道二五号	三重県伊賀市上村字中郷一四八九番二から三重県伊賀市山神字世古之口三四番二地先まで
一四	一般国道二五号	三重県伊賀市上野農人町三五〇番一から三重県伊賀市上野西大手町三六二三番三まで
一五	一般国道四二号	三重県松阪市古井町字高山七〇七番一から三重県度会郡大紀町崎字大垣内一一三四番一まで
一六	一般国道四二号	三重県尾鷲市坂場町一一八四番一から三重県尾鷲市大字南浦字矢ノ川大倉越二〇四八番二まで
一七	一般国道四二号	三重県尾鷲市大字南浦字矢ノ川大倉越二〇四八番二から三重県熊野市大泊町字向芝六九六番二まで
一八	一般国道四二号	三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から三重県南牟婁郡紀宝町成川字渡シノ上八二九番一まで
一九	一般国道四二号	三重県度会郡大紀町滝原字阿淵一六番四から三重県多気郡大台町菅合字大下り一四八九番一まで
二〇	一般国道四二号	三重県南牟婁郡紀宝町成川字耳切三番二から三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字上地（県境）まで
二一	一般国道一六三号	三重県伊賀市小田町字稲久保二四一番一地先から三重県伊賀市上野西大手町三六二三番三まで
二二	一般国道一六三号	三重県伊賀市上野農人町五五四番三地先から三重県伊賀市西明寺字天王九三四番一地先まで
二三	一般国道一六四号	三重県四日市市千歳町字千歳九番一から三重県四日市市中部二五〇七番地先まで
二四	一般国道一六五号	三重県津市戸木町字西羽野五五七二番一から三重県津市雲

		出本郷町字松縄一七〇六番一―地先まで
一二五	一般国道一六六号	三重県松阪市飯高町宮前字川ノ上三八番一―から三重県松阪市小津町字折戸六〇四番五地先まで
一二六	一般国道一六七号	三重県鳥羽市白木町字細田六八番三―から三重県伊勢市二見町松下字滝落一九四四番一―地先まで
一二七	一般国道二五八号	三重県桑名市多度町柚井字五本松官有無番地から三重県桑名市大字小貝須字柳原四六〇番一―まで
一二八	一般国道三〇六号	三重県津市河芸町中瀬字西山二四六番一―地先から三重県鈴鹿市東庄内町字池代四〇二八番四地先まで
一二九	一般国道三〇六号	三重県鈴鹿市長澤町字北間倉一二六五番から三重県いなべ市藤原町山口字下孫月三九六七番まで
三〇	一般国道三〇六号	三重県鈴鹿市長澤町字柳壺一二八〇番五地先から三重県鈴鹿市長澤町字吉備野一九五四番一―地先まで
三一一	一般国道三六五号	三重県いなべ市藤原町古田字広田三七四番二―から三重県いなべ市藤原町山口字下孫月三九六七番まで
三一二	一般国道三六五号	三重県いなべ市北勢町別名字白口一二三七番から三重県四日市市末永町字宮ノ南三九三番一―まで
三三三	一般国道三六八号	三重県伊賀市守田町字茶屋前一―一―番三―から三重県名張市蔵持町原出一―三〇一―番二―まで
三四	一般国道四二一号	三重県桑名市大字西別所字新山畑一九二〇番一―地先から三重県いなべ市大安町石樽東字湍川三三九六番地先まで
三五	一般国道四二二号	三重県伊賀市丸柱字峠二二四二番二―三―地先から三重県伊賀市丸柱字殿白一六〇八番五まで
三六	一般国道四二二号	三重県伊賀市三田字東大町四一〇番二―地先から三重県伊賀市小田町字稲久保二四一番一―地先まで
三七	一般国道四二二号	三重県北牟婁郡紀北町東長島字津本一―一―三番二―から三重県北牟婁郡紀北町東長島字玉三三九五番二―まで
三八	一般国道四二五号	三重県尾鷲市倉ノ谷町一〇八三番二―から三重県尾鷲市倉ノ谷町一〇八七番三〇まで
三九	一般国道四七五号	三重県いなべ市北勢町阿下喜字北河原五六番一―から三重県四日市市北山町字中ノ山一九〇九番二―四―まで
四〇	一般国道四七七号	三重県四日市市西伊倉町字西川原三七番二―から三重県三重郡菰野町大字菰野字野中三九二〇番七まで
四一	一般国道四七七号	三重県四日市市久保田二丁目六二二番二―から三重県四日市市高角町字中川原二八九二番一―まで
四二	一般国道四七七号	三重県四日市市高角町字西川原二四二〇番三―から三重県三重郡菰野町大字音羽字田福一九六一番一―地先まで
四三	県道草津伊賀線	三重県伊賀市柘植町字北打山一〇五八番一〇五地先から三重県伊賀市柘植町字桁林九八六〇番地先まで
四四	県道北勢多度線	三重県いなべ市北勢町瀬木四二〇番四―から三重県いなべ市員弁町字野六七番一―まで

四五	県道北勢多度線	三重県いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇六八二番四から三重県桑名市多度町北猪飼字寺山三二一番七地先まで
四六	県道四日市楠鈴鹿線	三重県四日市市尾上町二〇番三から三重県四日市市楠町南五味塚字新貝一七〇番一〇地先まで
四七	県道水郷公園線	三重県桑名市長島町松蔭四一五番三地先から三重県桑名市長島町小島字越石五八六番三地先まで
四八	県道四日市鈴鹿環状線	三重県四日市市尾平町字新平川原一六九六番三から三重県四日市市室山町字八反田六一〇番二まで
四九	県道四日市鈴鹿環状線	三重県四日市市采女町字清水三〇〇四番七地先から三重県四日市市采女町字清水三〇〇四番二地先まで
五〇	県道四日市鈴鹿環状線	三重県鈴鹿市神戸三丁目一六五番一地先から三重県鈴鹿市北玉垣町字細田一六六一番二地先まで
五一	県道津関線	三重県津市芸濃町棕本字一ツ谷六二九七番四から三重県亀山市関町木崎字舟外一六九八番三まで
五二	県道四日市関線	三重県鈴鹿市大久保町字大松一七一八番一地先から三重県鈴鹿市小岐須町字上分田五七〇番一地先まで
五三	県道菰野東員線	三重県員弁郡東員町大字鳥取字大華表三七七番三から三重県員弁郡東員町大字穴太七三三番一まで
五四	県道北方多度線	三重県桑名市多度町福永一二九三番一一から三重県桑名市多度町香取二一二三番六まで
五五	県道御衣野北猪飼線	三重県桑名市多度町御衣野字亥ノ谷二〇〇〇番一地先から三重県桑名市多度町御衣野字神明谷九九一番四地先まで
五六	県道四日市多度線	三重県桑名市多度町北猪飼三七二番三から三重県桑名市多度町香取三八〇番一まで
五七	県道桑名川越線	三重県三重郡川越町大字当新田一〇六三番一地先から三重県三重郡川越町大字当新田四八〇番三地先まで
五八	県道神戸長沢線	三重県鈴鹿市汲川原町字屋敷田七一番一地先から三重県鈴鹿市長澤町字北間倉一二六四番一地先まで
五九	県道亀山白山線	三重県亀山市川合町字丁安田一五八〇番地先から三重県津市芸濃町棕本字百々五〇三九番二まで
六〇	県道伊勢磯部線	三重県伊勢市藤里町字岩ヶ崎七〇一番二から三重県伊勢市宇治浦田二丁目九一番二三まで
六一	県道鳥羽松阪線	三重県伊勢市川端町字山起二〇六番一から三重県松阪市宮町字西浦二三〇番まで
六二	県道亀山鈴鹿線	三重県亀山市和田町字和田ノ原一五八九番三から三重県鈴鹿市道伯二丁目二〇六〇番一まで
六三	県道津芸濃大山田線	三重県津市芸濃町北神山字川向七四番二から三重県津市芸濃町北神山字沢一二九番二まで
六四	県道宮妻峽線	三重県四日市市水沢町字青木川四〇六四番二三から三重県四日市市八王子町字里前二一一一番二まで
六五	県道宮妻峽線	三重県四日市市波木町字野僧谷一一〇二番九から三重県四

		日市市日永五丁目二一七八番一まで
六六	県道甲南阿山伊賀線	三重県伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林七三は林小班先から三重県伊賀市西之澤字上之段二二九一番まで
六七	県道鈴鹿環状線	三重県鈴鹿市神戸三丁目一六九番七から三重県鈴鹿市平野町字花林五一一番一まで
六八	県道鈴鹿環状線	三重県鈴鹿市八野町字天伯四一二番一地先から三重県鈴鹿市八野町字天伯四二九番八地先まで
六九	県道上野大山田線	三重県伊賀市生疏里二八九六番一一から三重県伊賀市下友生字西新開三四九九番まで
七〇	県道松阪第二環状線	三重県松阪市西黒部町字大板四一二番一から三重県松阪市大宮田町字里四六六番一まで
七一	県道松阪第二環状線	三重県松阪市上川町二七三九番六三三番一先から三重県松阪市上川町四〇七八番一地先まで
七二	県道松阪第二環状線	三重県松阪市八太町字クリ穴五八三番一一地先から三重県松阪市桂瀬町字茶屋浦二二七番六地先まで
七三	県道松阪第二環状線	三重県松阪市丹生寺町字向山八番四地先から三重県松阪市大塚町字四反田三七四番三番一先まで
七四	県道六軒鎌田線	三重県松阪市大平尾町字名残前三四五番一地先から三重県松阪市大塚町字四反田三七二番四地先まで
七五	県道伊勢松阪線	三重県伊勢市中島一丁目八〇三番一地先から三重県伊勢市御蘭町高向字川原一七四四番五地先まで
七六	県道伊勢松阪線	三重県多気郡明和町大字山大淀字中島一六七九番三から三重県多気郡明和町大字行部字東浦二八二番二八まで
七七	県道上海老茂福線	三重県四日市市上海老町一八四一番二から三重県四日市市茂福町二〇四六番地先まで
七八	県道四日市朝日線	三重県四日市市黄金町四七番二地先から三重県三重郡朝日町大字柿字外戸二八八番地先まで
七九	県道湾岸桑名インター線	三重県桑名市大字福岡町四七五番一地先から三重県桑名市大字和泉四三六番二地先まで
八〇	県道四日市鈴鹿線	三重県四日市市大治田二丁目一〇一七番四から三重県四日市市河原田町字里南二四八五番二地先まで
八一	県道木曽岬弥富停車場線	三重県桑名郡木曽岬町大字栄三五六番から三重県桑名郡木曽岬町大字新加路戸一四番一まで
八二	県道上浜高茶屋久居線	三重県津市上浜町二丁目一九六番一から三重県津市垂水字入江九九番二まで
八三	県道伊賀甲南線	三重県伊賀市下柘植字馬場五〇一三番三から三重県伊賀市新堂字平ノ谷一七〇〇番三まで
八四	県道信楽上野線	三重県伊賀市小田町字稲久保二四一番二から三重県伊賀市山神字世古之口三四番五まで
八五	県道信楽上野線	三重県伊賀市千歳字西之辻二七三番六地先から三重県伊賀市千歳字西之芝八六一番二地先まで

八六	県道四日市菰野大安線	三重県四日市市波木町一一〇五番から三重県いなべ市大安町丹生川久下字生保柴一二三番一まで
八七	県道鈴鹿関線	三重県鈴鹿市八野町字天伯三九九番五地先から三重県亀山市菅内町字折越一六三一番一まで
八八	県道鈴鹿関線	三重県亀山市天神四丁目三二七〇番地先から三重県亀山市野村町字清谷一六五八番三地先まで
八九	県道伊賀大山田線	三重県伊賀市下柘植字馬場五〇一三番三から三重県伊賀市希望ヶ丘西一丁目三五番一九三まで
九〇	県道依那具荒木線	三重県伊賀市ゆめが丘二丁目四番地先から三重県伊賀市下友生字西新開三四九九番まで
九一	県道宇治山田港伊勢市 停車場線	三重県伊勢市神社港字新屋敷前三〇四番一五地先から三重県伊勢市小木町須賀野六二三番二地先まで
九二	県道桑名四日市線	三重県桑名市相川町七番地先から三重県桑名市大字小貝須字新堀北一五六八番地先まで
九三	県道桑名四日市線	三重県四日市市東茂福町二〇四七番一地先から三重県四日市市霞一丁目一七番一地先まで
九四	県道三畑四日市線	三重県四日市市鹿間町字市場一五八番五から三重県四日市市鹿間町字東山一番二まで
九五	県道三畑四日市線	三重県四日市市采女町二二二三番一から三重県四日市市追分三丁目一四六番まで
九六	県道楠河原田線	三重県四日市市楠町北五味塚字不納一九三四番地先から三重県四日市市河原田町字狭一二八四番二まで
九七	県道楠河原田線	三重県四日市市河原田町字森一七六〇番一から三重県四日市市河原田町字今宿二二五九番一まで
九八	県道千代崎港線	三重県鈴鹿市東玉垣町字山神戸二六〇七番地先から三重県鈴鹿市南玉垣町字北箱塚三〇〇〇番一七地先まで
九九	県道大淀港斎明線	三重県多気郡明和町大字行部字東浦二八二番二二地先から三重県多気郡明和町大字行部字八ツ川五一三番一地先まで
一〇〇	県道大泉東停車場線	三重県いなべ市員弁町大泉字山上二五三七番から三重県いなべ市員弁町大泉字野中一二八一番三まで
一〇一	県道鈴鹿公園長沢線	三重県鈴鹿市長澤町字須坂三八四番一地先から三重県鈴鹿市長澤町字北間倉一二六五番地先まで
一〇二	県道亀山城跡線	三重県亀山市東御幸町字実泥四〇番一地先から三重県亀山市太岡寺町字下谷一二三三番五地先まで
一〇三	県道南中津原畑新田線	三重県いなべ市北勢町南中津原字東野坂一九一番地三から三重県いなべ市員弁町畑新田字溜岸一二三番地八まで
一〇四	県道福島城南線	三重県桑名市大字大福四五〇番三から三重県桑名市大字江場六九九番一まで
一〇五	県道篠立下野尻線	三重県いなべ市藤原町山口三三九〇番一九三から三重県いなべ市藤原町山口四三三番一九一まで
一〇六	県道田光四日市線	三重県三重郡菰野町大字永井二三四二番一から三重県三重

		郡孤野町大字竹成二〇七三番六まで
一〇七	県道四日市東員線	三重県四日市市朝明町字宮北五三三五番一から三重県員弁郡東員町大字中上五四八番二まで
一〇八	県道千草赤水線	三重県三重郡孤野町大字大強原字柳ヶ坪三一九八番三地先から三重県三重郡孤野町大字吉澤字八反田一六八七番まで
一〇九	県道上海老高角線	三重県四日市市赤水町一三七六番一から三重県四日市市平尾町三八八三番一まで
一一〇	県道宮東日永線	三重県四日市市宮東町三丁目二一六番から三重県四日市市泊小柳町二一八一番まで
一一一	県道小林鹿間線	三重県四日市市山田町字向山七六三番一から三重県四日市市鹿間町字市場一五七番五まで
一二二	県道辺法寺加佐登停車場線	三重県亀山市能褒野町字能褒野八九番四地先から三重県鈴鹿市津賀町字ニツ辻二〇五番一地先まで
一二三	県道三行庄野線	三重県鈴鹿市御園町字小深田四四九九番地先から三重県鈴鹿市庄野羽山四丁目三〇〇〇番二二七まで
一二四	県道三行庄野線	三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二一六番一地先から三重県鈴鹿市汲川原町字郷明三三六番一地先まで
一二五	県道上野鈴鹿線	三重県鈴鹿市桜島町四丁目一番地先から三重県鈴鹿市末広北一丁目五二一五番一地先まで
一二六	県道伊勢若松停車場神戸地子線	三重県鈴鹿市柳町字瀬古一六八四番地先から三重県鈴鹿市神戸三丁目一四九番七地先まで
一二七	県道白木西町線	三重県亀山市布気町字八輪五一二番一六から三重県亀山市野村二丁目一八三番二まで
一二八	県道上稲葉羽野線	三重県津市美里町五百野字芝田五六〇番四地先から三重県津市戸木町字西羽野五五七一番二地先まで
一二九	県道亀山関線	三重県亀山市布気町字牛櫃一〇五七番六地先から三重県亀山市太岡寺町字奥大ハゲ八二〇番七地先まで
一二〇	県道河合丸柱線	三重県伊賀市千貝字焼尾谷四六番七地先から三重県伊賀市丸柱字北出一五五七番一地先まで
一二一	県道川東佐那具線	三重県伊賀市西之澤字天道四〇八番二から三重県伊賀市西之澤字上之段六七番一地先まで
一二二	県道治田山出線	三重県伊賀市治田字小谷二七八九番九から三重県伊賀市治田字鳥屋ヶ尾二五〇六番一七地先まで
一二三	県道東大淀小俣線	三重県伊勢市東大淀町字西大野四九五七番地先から三重県伊勢市小俣町明野〇六二番一地先まで
一二四	県道大湊宮町停車場線	三重県伊勢市御園町高向字ニツ屋三三七五番から三重県伊勢市御園町高向字野池二〇二二番一地先まで
一二五	県道茶屋町湯の山停車場線	三重県三重郡孤野町大字孤野字火除野五八三一番二から三重県三重郡孤野町大字孤野字野中三九二〇番七まで
一二六	県道津香良洲線	三重県津市雲出本郷町字松縄一七〇四番一地先から三重県津市雲出伊倉津町字下津六八四番七地先まで

一二七	県道甲賀阿山線	三重県伊賀市玉瀧字栃谷四七五六番一地先から三重県伊賀市川合字焼尾国有林七三は林小班内まで
一二八	県道松阪多気線	三重県松阪市大黒田町字畔田七二二番四地先から三重県松阪市八太町字鎌谷五八五番一地先まで
一二九	県道中井浦九鬼線	三重県尾鷲市坂場西町一一八三番四から三重県尾鷲市港町四二七一番一九まで
一三〇	市道久居伊倉津線	三重県津市雲出伊倉津町字里ノ西一一三四番四地先から三重県津市雲出伊倉津町字十七ノ割一三一四番地先まで
一三一	市道棕本安西線	三重県津市芸濃町棕本字墓澤四二六五番六地先から三重県津市芸濃町北神山字川向七四番一地先まで
一三二	市道羽野一九号線	三重県津市戸木町字赤部五〇八一番四地先から三重県津市戸木町字立野五一四一番二九地先まで
一三三	市道羽野二〇号線	三重県津市戸木町字東羽野五四五七番二地先から三重県津市戸木町字赤部五〇八一番四地先まで
一三四	市道北神山工業団地一 号線	三重県津市芸濃町北神山字坂ノ下一六六五番一地先から三重県津市芸濃町北神山字風呂屋谷一四七〇番一三地先まで
一三五	市道大井の川二号線	三重県四日市市大井の川町一丁目一三番地先から三重県四日市市大井の川町一丁目三六七五番二地先まで
一三六	市道東新午起二号線	三重県四日市市午起二丁目一四四〇番地先から三重県四日市市午起二丁目一四二四番地先まで
一三七	市道富士二一号線	三重県四日市市富士町字里の東二四二八番地先から三重県四日市市富士町字里の東二四三八番地先まで
一三八	市道追分石原線	三重県四日市市大字塩浜字八幡一一七番一から三重県四日市市石原町一番二地先まで
一三九	市道西末広三号線	三重県四日市市西末広町四〇番地先から三重県四日市市尾上町一四番六地先まで
一四〇	市道西新地久保田線	三重県四日市市西新地三三番地先から三重県四日市市久保田二丁目四二番二地先まで
一四一	市道子酉八王子線	三重県四日市市海山道一丁目一四三四番二地先から三重県四日市市日永東三丁目一八八三番五地先まで
一四二	市道垂坂四九号線	三重県四日市市大矢知町字大城三一二一番一地先から三重県四日市市垂坂町字岩ヶ谷一四五四番四地先まで
一四三	市道中村垂坂線	三重県四日市市中村町字中尾二四一六番五二地先から三重県四日市市垂坂町字岩ヶ谷一四五四番四地先まで
一四四	市道中村三五号線	三重県四日市市中村町二二九四番一五から三重県四日市市中村町二二九三番一四まで
一四五	市道中村三七号線	三重県四日市市中村町二二九三番一四から三重県四日市市中村町一九四七番一三まで
一四六	市道小牧三三号線	三重県四日市市中野町字名前五七五番一地先から三重県四日市市まきの木台二丁目一四七番地先まで
一四七	市道大治田二四号線	三重県四日市市大治田三丁目四三九番二地先から三重県四

一六八	市道中村三八号線	三重県四日市市中村町字大入口二五四四番地先から三重県四日市市中村町字樋尻谷二四二〇番二〇地先まで
一六九	市道花川六名線	三重県四日市市六名町字中山五七七番七から三重県四日市市和無田町荒野九二八番一まで
一七〇	市道末広新正線	三重県四日市市末広町六番四から三重県四日市市曙町一七九番まで
一七一	市道諏訪新道線	三重県四日市市相生町七番から三重県四日市市相生町二六番まで
一七二	市道相生七号線	三重県四日市市相生町七番から三重県四日市市本町一〇八番一まで
一七三	市道野田西川原線	三重県四日市市生桑町字神田一〇〇〇番三から三重県四日市市生桑町字川原崎三四〇番二まで
一七四	市道東大淀明野線	三重県伊勢市東大淀町字西大野四九四六番地先から三重県伊勢市東大淀町字前田四二三五番地先まで
一七五	市道東大淀一五号線	三重県伊勢市東大淀町字北鶴居四六二五番地先から三重県伊勢市東大淀町字前田四二三五番地先まで
一七六	市道高向七号線	三重県伊勢市御園町高向字上三本松一三二二番二地先から三重県伊勢市御園町高向字野池二〇二二番三三番地先まで
一七七	市道御園八号線	三重県伊勢市御園町新開字久保田八七三番地先から三重県伊勢市御園町新開字中野一〇一番五地先まで
一七八	市道宮本一号線	三重県伊勢市藤里町字岩ヶ崎六九八番一二地先から三重県伊勢市前山町字中之尾三七八番地先まで
一七九	市道宮本四号線	三重県伊勢市前山町字中之尾三七八番地先から三重県伊勢市津村町字今新田七四七番六地先まで
一八〇	市道松阪駅松阪港線	三重県松阪市大町字西八八番一地先から三重県松阪市大町字新地一六二四番九地先まで
一八一	市道大町塩浜一号線	三重県松阪市大町字新地一六四八番八地先から三重県松阪市大町字新地一四七八番八地先まで
一八二	市道大町塩浜二号線	三重県松阪市大町字新地一六二四番九地先から三重県松阪市大町字新地一五一〇番三九地先まで
一八三	市道大町塩浜三号線	三重県松阪市大町字新地一六二四番一二地先から三重県松阪市大町字新地一五一〇番四四地先まで
一八四	市道神殿川の上線	三重県松阪市飯高町宮前三二二番一から三重県松阪市飯高町宮前六三番まで
一八五	市道出間伊勢場線	三重県松阪市大垣内町字十一四二五番七地先から三重県松阪市新開町字東浦六四番一地先まで
一八六	市道末広千代崎線	三重県鈴鹿市末広町字野瀬五四七〇番から三重県鈴鹿市南玉垣町字玉垣五六二〇番三まで
一八七	市道三日市一一九号線	三重県鈴鹿市三日市町字中ノ池一八七一番六から三重県鈴鹿市末広南一丁目五一八六番五まで
一八八	市道加佐登鼓ヶ浦線	三重県鈴鹿市稲生町字稲生山七九九二番一六三八地先から

		三重県鈴鹿市寺家町字新政一五四五番六まで
一八九	市道加佐登上野線	三重県鈴鹿市加佐登一丁目二五四五番一地先から三重県鈴鹿市上野町字佐々木三〇五二番地先まで
一九〇	市道国府一五九号線	三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五一番一から三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五八番一〇まで
一九一	市道国府五二六号線	三重県鈴鹿市国府町字三本松五七三一番一二から三重県鈴鹿市御園町字奥山田三九一一番三まで
一九二	市道鈴鹿中央線	三重県鈴鹿市神戸三丁目一四九番一九から三重県鈴鹿市肥田町字一ノ関五八六番七まで
一九三	市道汲川原橋石丸線	三重県鈴鹿市国府町字三本松五七三一番一二から三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二一六番九まで
一九四	市道平野末広線	三重県鈴鹿市国府町字石丸七七六一番一六から三重県鈴鹿市大池三丁目二〇二五番まで
一九五	市道関亀山鈴鹿線	三重県鈴鹿市八野町字南條六八一番二から三重県鈴鹿市国府町字小判場八一八番三まで
一九六	市道御園一四七号線	三重県鈴鹿市御園町字鈴ヶ谷四一三五番一二四から三重県鈴鹿市御園町字鎌田三六〇〇番三六まで
一九七	市道御園一四九号線	三重県鈴鹿市御園町字鎌田三六〇〇番二〇から三重県鈴鹿市徳田町字間瀬口六四〇番三まで
一九八	市道御園一六一号線	三重県鈴鹿市御園町字小深田四四四七番から三重県鈴鹿市御園町字奥山田三九一一番三まで
一九九	市道御園一八一号線	三重県鈴鹿市御園町字桜台五五一一番から三重県鈴鹿市御園町字桜台五五五九番まで
二〇〇	市道伊船五二号線	三重県鈴鹿市長澤町字須坂二九〇番二から三重県鈴鹿市長澤町字須坂二九一番二まで
二〇一	市道三畑高塚線	三重県鈴鹿市三畑町字北中大野五〇七三番五五地先から三重県鈴鹿市高塚町字神垣二一六番四地先まで
二〇二	市道肥田二四号線	三重県鈴鹿市肥田町字宮田六三九番一〇から三重県鈴鹿市肥田町字一ノ関五八六番一まで
二〇三	市道肥田一八〇号線	三重県鈴鹿市肥田町字一ノ関五八七番二から三重県鈴鹿市肥田町字一ノ関五八六番一まで
二〇四	市道東玉垣一六七号線	三重県鈴鹿市東玉垣町字八反垣内三六八番二から三重県鈴鹿市岸岡町字泉野一二〇〇番二まで
二〇五	市道下大久保一〇二号線	三重県鈴鹿市下大久保町字小谷二六四四番三から三重県鈴鹿市下大久保町字美良二四四三番一まで
二〇六	市道花川東庄内線	三重県鈴鹿市岸田町字六名一五四二番二六から三重県鈴鹿市東庄内町字地藏僧四三一七番一〇まで
二〇七	市道甲斐道伯線	三重県鈴鹿市算所三丁目九二五番二から三重県鈴鹿市道伯二丁目二〇六〇番三まで
二〇八	市道甲斐道伯線	三重県鈴鹿市道伯町字芒原二一〇一番三から三重県鈴鹿市道伯町字赤禿山二一五〇番七六まで

一〇九	市道平野四一号線	三重県鈴鹿市平野町字花林五一一番一から三重県鈴鹿市平野町字石丸七七一八番一まで
一一〇	市道国府一五八号線	三重県鈴鹿市国府町字石丸七六七八番一から三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五八番一四まで
一一一	市道国府二一七号線	三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五八番一四から三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五一番一二まで
一二二	市道末広東稲生線	三重県鈴鹿市末広南一丁目五一八九番一地先から三重県鈴鹿市末広北一丁目五二一六番三地先まで
一二三	市道庄野橋庄野共進線	三重県鈴鹿市庄野町字川久保一四八一番一地先から三重県鈴鹿市庄野共進二丁目三四〇一番まで
一二四	市道国分三七四号線	三重県鈴鹿市国分町字佐兵衛林四五六番一四地先から三重県鈴鹿市国分町字世戸六四二番地先まで
一二五	市道平田町駅稲生線	三重県鈴鹿市算所一丁目一〇五四番四地先から三重県鈴鹿市稲生町字稲生山七九九二番一六三八地先まで
一二六	市道山本五六号線	三重県鈴鹿市山本町字北今辻五二六番一四から三重県鈴鹿市山本町字中辻七二七番二まで
一二七	市道山本六五号線	三重県鈴鹿市山本町字折子六九四番二から三重県鈴鹿市山本町字北今辻五四九番一まで
一二八	市道山本一四八号線	三重県鈴鹿市山本町字上曽里二〇四番一から三重県鈴鹿市椿一宮町字西能褒野一六〇六番三八まで
一二九	市道山本一七〇号線	三重県鈴鹿市山本町字折子六九四番四から三重県鈴鹿市山本町字折子六九四番二まで
一二〇	市道山本一七一号線	三重県鈴鹿市山本町字北今辻五二六番一〇から三重県鈴鹿市山本町字北今辻五二六番一四まで
一二一	市道山本中辻一号線	三重県鈴鹿市山本町字北今辻五二六番一八から三重県鈴鹿市山本町字雷沢二〇八番五一まで
一二二	市道平野三日市線	三重県鈴鹿市大池三丁目一三番一六地先から三重県鈴鹿市大池一丁目六番一地先まで
一二三	市道御薗一九一号線	三重県鈴鹿市御薗町字薄広三九二四番一二地先から三重県鈴鹿市御薗町字奥ヶ谷三二三一番五地先まで
一二四	市道西原水越線	三重県名張市西原町二四七二番三から三重県名張市西田原字水越四九〇番一まで
一二五	市道能褒野西線	三重県亀山市能褒野町字能褒野八九番四地先から三重県亀山市川崎町字上僧仏一二〇九番一地先まで
一二六	市道小野白木線	三重県亀山市小野町字北谷六七三番三地内から三重県亀山市白木町字西大谷一八〇八番三地先まで
一二七	市道工業団地一〇号線	三重県亀山市関町白木一色字石場八八八番二地内から三重県亀山市白木町字鷺山三四三番一〇地内まで
一二八	市道工業団地一四号線	三重県亀山市関町白木一色字山田七〇九番三地先から三重県亀山市関町白木一色字山田六四六番二〇地内まで
一二九	市道野村布気線	三重県亀山市布気町字横沢四〇二番三地先から三重県亀山

		市布気町字道野六〇六番地二地先まで
一三〇	市道野尻線	三重県亀山市布気町字古部野三八三番地先から三重県亀山市布気町字古部野三八三番地先まで
一三一	市道野村二二号線	三重県亀山市野村四丁目一〇〇二番四地内から三重県亀山市野村四丁目一〇四五番三地内まで
一三二	市道和賀白川線	三重県亀山市野村町字清谷一六五八番一地先から三重県亀山市住山町字下古野二番六地内まで
一三三	市道道野側道一号線	三重県亀山市布気町字大組九五一番二地内から三重県亀山市布気町字大組九六七番八地先まで
一三四	市道道野側道二号線	三重県亀山市布気町字大組九六七番七地先から三重県亀山市布気町字大組九六七番三地先まで
一三五	市道道野太岡寺側道三号線	三重県亀山市布気町字高塚八〇〇番九地先から三重県亀山市布気町字高塚八〇二番三地内まで
一三六	市道能褒野七号線	三重県亀山市能褒野町字能褒野六番一地先から三重県亀山市能褒野町字能褒野二七番二〇地先まで
一三七	市道落針道野線	三重県亀山市布気町字山之下一四三三番一地内から三重県亀山市布気町字道野六〇六番二地先まで
一三八	市道道野八号線	三重県亀山市布気町字牛櫃一〇七一番一地先から三重県亀山市布気町字大組一〇二二番一地先まで
一三九	市道名阪工業団地三号線	三重県亀山市関町会下字榎ノ木一二〇三番二七地内から三重県亀山市関町会下字山神谷八二七番七地内まで
一四〇	市道坂井多度線	三重県桑名市星見ヶ丘六丁目一〇〇一番地先から三重県桑名市多度町御衣野亥ノ谷一九五三番二地先まで
一四一	市道御衣野六号線	三重県桑名市多度町御衣野青ヶ谷一六四五番六地先から三重県桑名市多度町御衣野山ノ奥一五一一番一〇地先まで
一四二	市道御衣野四号線	三重県桑名市多度町御衣野山ノ奥一五一一番一〇地先から三重県桑名市多度町御衣野田代一五〇一番七地先まで
一四三	市道石樽大井田線	三重県いなべ市大安町大井田字坂郷二八三五番七から三重県いなべ市大安町大井田字欠ノ下二八一四番一まで
一四四	市道大安東部線	三重県いなべ市大安町高柳字馬置一九四五番から三重県いなべ市大安町大井田字坂郷二八五二番一まで
一四五	市道下野尻長尾線	三重県いなべ市藤原町下野尻字轟二六九番二から三重県いなべ市藤原町本郷字西中森一六八七番四まで
一四六	市道長尾篠立線	三重県いなべ市藤原町本郷字西中森一六八七番四から三重県いなべ市藤原町本郷字上下之段二三二四番三一四まで
一四七	市道藤原工業団地二号線	三重県いなべ市藤原町藤ヶ丘八番一から三重県いなべ市藤原町藤ヶ丘一〇番三まで
一四八	市道藤原工業団地四号線	三重県いなべ市藤原町藤ヶ丘八番一から三重県いなべ市藤原町藤ヶ丘八番三まで
一四九	市道暮明市之原線	三重県いなべ市員弁町平古字六之郭三九番一地先から三重県いなべ市員弁町市之原字白岩谷二三三一四番四地先まで

二五〇	市道笠田新田坂東新田線	三重県いなべ市員弁町笠田新田字巨町二二一〇番一地先から三重県いなべ市員弁町市之原字白岩谷二三三一番四地先まで
二五一	市道阿第三七号線	三重県いなべ市北勢町阿下喜字落合三六一九番から三重県いなべ市北勢町阿下喜字惣作三四二九番まで
二五二	市道阿第四四号線	三重県いなべ市北勢町阿下喜字落合三五〇六番から三重県いなべ市北勢町阿下喜字落合三六一九番まで
二五三	市道山上一色浦線	三重県いなべ市員弁町東一色字一色浦八四七番三から三重県いなべ市員弁町大泉字山上二五四〇番まで
二五四	市道北八畝割野中線	三重県いなべ市員弁町大泉字野中一二七九番一から三重県いなべ市員弁町大泉新田字八畝割一八四〇番まで
二五五	市道大安北勢線	三重県いなべ市大安町丹生川上字天皇堂二一五九番一地先から三重県いなべ市大安町丹生川上字梨本一二二八番六地先まで
二五六	市道丹生川上丹生川中線	三重県いなべ市大安町丹生川上字堀越二一〇八番地先から三重県いなべ市大安町丹生川上字天皇堂二一五九番一地先まで
二五七	市道畑新田上笠田線	三重県いなべ市員弁町大泉新田字葦蔵池一三〇〇番四地先から三重県いなべ市員弁町笠田新田字鳩岡二二二五番地先まで
二五八	市道下外面鳩岡線	三重県いなべ市員弁町字野字下外面六八番一地先から三重県いなべ市員弁町笠田新田字鳩岡二二二五番地先まで
二五九	市道治田予野線	三重県伊賀市治田字鳥屋ヶ尾二五〇六番一七地先から三重県伊賀市治田字山梨三二〇一番六地先まで
二六〇	市道下友生ゆめが丘線	三重県伊賀市ゆめが丘七丁目三番一地先から三重県伊賀市ゆめが丘七丁目四番一地先まで
二六一	市道ゆめが丘産業道路二号線	三重県伊賀市ゆめが丘七丁目五番一地先から三重県伊賀市ゆめが丘七丁目四番九地先まで
二六二	市道川西大山田線	三重県伊賀市西之澤八〇一番一地先から三重県伊賀市川西一七三八番一〇地先まで
二六三	市道佐那具川西線	三重県伊賀市佐那具町字高野一五八番一地先から三重県伊賀市佐那具町字馬屋谷一九〇二番四地先まで
二六四	市道菖蒲池水越線	三重県伊賀市菖蒲池字岩脇二二一九番一地先から三重県伊賀市安場字長谷一六二六番一地先まで
二六五	町道鳥取三五二号線	三重県員弁郡東員町大字鳥取字大華表四〇五番四から三重県員弁郡東員町大字大木字上飯宿二二五三番一まで
二六六	町道千草川北線	三重県三重郡菰野町大字千草字中央畑五一六五番一地先から三重県三重郡菰野町大字大強原字狐塚二六一二番地先まで
二六七	町道三ノ三号線	三重県三重郡朝日町大字小向字北里下七二五番一地先から三重県三重郡朝日町大字小向字北里下七四八番三地先まで
二六八	町道三ノ一一三号線	三重県三重郡朝日町大字縄生字八年物六三一番四地先から

		三重県三重郡朝日町大字縄生字八反川原三二三番五地先まで
一六九	町道豊一北福崎線	三重県三重郡川越町大字豊田一色字中筋通三〇九番地から 三重県三重郡川越町大字当新田字出口一八一番地まで
一七〇	町道北福崎二号線	三重県三重郡川越町大字北福崎字宮西八九番地一から三重 県三重郡川越町大字南福崎字大正割八八一番地まで
一七一	町道高松川越海岸線	三重県三重郡川越町大字高松字葭野一五五四番地から三重 県三重郡川越町大字高松字葭野一五二八番地まで
一七二	町道明和中央線	三重県多気郡明和町大字根倉一三四七番三から三重県多気 郡明和町大字浜田八二一番まで
一七三	町道大淀北九号線	三重県多気郡明和町大字山大淀三二四七番から三重県多気 郡明和町大字山大淀一三七八番一まで
一七四	町道大淀北二一号線	三重県多気郡明和町大字山大淀一五八三番五から三重県多 気郡明和町大字山大淀三二四一番二まで
一七五	町道下御糸東二〇号線	三重県多気郡明和町大字浜田一六〇〇番四から三重県多気 郡明和町大字浜田一六〇〇番二まで
一七六	臨港道路千歳一号幹線	三重県四日市市千歳町九番一から三重県四日市市千歳町三 六番まで
一七七	臨港道路千歳二号幹線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町 三四番一まで
一七八	臨港道路千歳三号幹線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町 三四番一まで
一七九	臨港道路千歳四号幹線	三重県四日市市千歳町九番一から三重県四日市市千歳町九 番一まで
一八〇	臨港道路千歳五号幹線	三重県四日市市千歳町二六番一から三重県四日市市千歳町 二五番まで
一八一	臨港道路千歳六号幹線	三重県四日市市千歳町二六番一から三重県四日市市千歳町 二六番一まで
一八二	臨港道路千歳七号幹線	三重県四日市市千歳町二六番一から三重県四日市市千歳町 二六番一まで
一八三	臨港道路千歳八号幹線	三重県四日市市千歳町二四番から三重県四日市市千歳町二 四番まで
一八四	臨港道路千歳一号支線	三重県四日市市千歳町三六番から三重県四日市市千歳町三 六番まで
一八五	臨港道路千歳二号支線	三重県四日市市千歳町三六番から三重県四日市市千歳町三 六番まで
一八六	臨港道路千歳三号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町 三四番一まで
一八七	臨港道路千歳四号支線	三重県四日市市千歳町三六番から三重県四日市市千歳町三 六番まで
一八八	臨港道路千歳六号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町 三四番一まで

二八九	臨港道路千歳七号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二九〇	臨港道路千歳八号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二九一	臨港道路千歳九号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二九二	臨港道路千歳一〇号東支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二九三	臨港道路千歳一〇号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二九四	臨港道路千歳一一号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二九五	臨港道路千歳一二号支線	三重県四日市市千歳町三七番から三重県四日市市千歳町三七番まで
二九六	臨港道路千歳一三号支線	三重県四日市市千歳町三四番一から三重県四日市市千歳町三七番まで
二九七	臨港道路千歳一四号支線	三重県四日市市千歳町一七番から三重県四日市市千歳町一九番まで
二九八	臨港道路千歳一五号支線	三重県四日市市千歳町一七番から三重県四日市市千歳町一七番まで
二九九	臨港道路千歳一六号支線	三重県四日市市千歳町九番一から三重県四日市市千歳町二五番まで
三〇〇	臨港道路千歳一七号支線	三重県四日市市千歳町二五番から三重県四日市市千歳町一九番まで
三〇一	臨港道路千歳一八号支線	三重県四日市市千歳町二六番一から三重県四日市市千歳町二六番一まで
三〇二	臨港道路千歳一九号支線	三重県四日市市千歳町二六番一から三重県四日市市千歳町九番四まで
三〇三	臨港道路千歳二〇号支線	三重県四日市市千歳町五番二から三重県四日市市千歳町五番二まで
三〇四	臨港道路千歳二一号支線	三重県四日市市千歳町六番一七から三重県四日市市千歳町六番一七まで
三〇五	臨港道路千歳二二号支線	三重県四日市市千歳町二六番一から三重県四日市市千歳町二六番一まで
三〇六	臨港道路末広一号幹線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市末広町一九番一五まで
三〇七	臨港道路末広二号幹線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市末広町一八番一九まで
三〇八	臨港道路末広一号支線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市末広町一九番一五まで
三〇九	臨港道路末広二号支線	三重県四日市市末広町三番二から三重県四日市市末広町三

		番二まで
三二〇	臨港道路末広三号支線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市末広町一九番一五まで
三一 一	臨港道路末広四号支線	三重県四日市市末広町五番九から三重県四日市市末広町五番九まで
三一 二	臨港道路末広五号支線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市末広町一九番一五まで
三一 三	臨港道路末広六号支線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市末広町一九番一五まで
三一 四	臨港道路末広七号支線	三重県四日市市末広町一八番六から三重県四日市市末広町一八番一八まで
三一 五	臨港道路末広一〇号支線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市末広町一九番一五まで
三一 六	臨港道路千歳・末広線	三重県四日市市末広町一九番一五から三重県四日市市千歳町二六番一まで
三一 七	臨港道路東邦一号幹線	三重県四日市市大浜町四番一地先から三重県四日市市東邦町一番まで
三一 八	臨港道路東邦一号支線	三重県四日市市東邦町一番から三重県四日市市東邦町一番まで
三一 九	臨港道路東邦二号支線	三重県四日市市東邦町一番から三重県四日市市東邦町一番まで
三二〇	臨港道路東邦三号支線	三重県四日市市東邦町一番から三重県四日市市東邦町一番まで
三二 一	臨港道路霞一号幹線	三重県四日市市霞二丁目一七番一から三重県四日市市霞二丁目一六番二まで
三二 二	臨港道路霞二号幹線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目一五番一まで
三二 三	臨港道路霞三号幹線	三重県四日市市霞二丁目七番一から三重県四日市市霞二丁目一七番まで
三二 四	臨港道路霞四号幹線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県三重郡川越町大字亀崎新田八〇番五まで
三二 五	臨港道路霞五号幹線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目八番まで
三二 六	臨港道路霞一号支線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目一番一まで
三二 七	臨港道路霞二号支線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目一番一まで
三二 八	臨港道路霞三号支線	三重県四日市市霞二丁目六番一から三重県四日市市霞二丁目六番一まで
三二 九	臨港道路霞四号支線	三重県四日市市霞二丁目七番一から三重県四日市市霞二丁目七番一まで

三三〇	臨港道路霞五号支線	三重県四日市市霞二丁目一五番一から三重県四日市市霞二丁目一五番一まで
三三一	臨港道路霞六号支線	三重県四日市市霞二丁目一五番一から三重県四日市市霞二丁目一五番一まで
三三二	臨港道路霞七号支線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目一番一まで
三三三	臨港道路霞八号支線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目一番一まで
三三四	臨港道路霞九号支線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目一番一まで
三三五	臨港道路霞一〇号支線	三重県四日市市霞二丁目一番一から三重県四日市市霞二丁目一番一まで
三三六	臨港道路霞一一号支線	三重県四日市市霞二丁目五番から三重県四日市市霞二丁目一番一まで
三三七	臨港道路霞一二号支線	三重県四日市市霞二丁目五番から三重県四日市市霞二丁目五番まで
三三八	臨港道路霞一三号支線	三重県四日市市霞二丁目八番から三重県四日市市霞二丁目八番まで
三三九	臨港道路霞一四号支線	三重県四日市市霞二丁目一六番三から三重県四日市市霞二丁目一六番三まで
三四〇	臨港道路霞一五号支線	三重県四日市市霞二丁目一七番から三重県四日市市霞二丁目一七番まで
三四一	臨港道路霞一六号支線	三重県四日市市霞二丁目一八番から三重県四日市市霞二丁目一八番まで
三四二	臨港道路霞一七号支線	三重県四日市市霞二丁目二〇番から三重県四日市市霞二丁目一九番まで
三四三	臨港道路霞一八号支線	三重県四日市市霞二丁目二一番から三重県四日市市霞二丁目二一番まで
三四四	臨港道路霞一九号支線	三重県四日市市霞二丁目二二番から三重県四日市市霞二丁目二二番まで
三四五	臨港道路霞北一号幹線	三重県四日市市霞二丁目二四番から三重県四日市市霞二丁目二六番一まで
三四六	臨港道路霞北一号支線	三重県四日市市霞二丁目二六番一から三重県四日市市霞二丁目二六番一まで
三四七	臨港道路霞西側道路	三重県四日市市霞一丁目二〇番から三重県四日市市霞一丁目二〇番まで
三四八	臨港道路浜園一号幹線	三重県四日市市浜園町三番一から三重県四日市市浜園町一番一まで
三四九	臨港道路浜園一号支線	三重県四日市市浜園町一番一から三重県四日市市浜園町一番一まで
三五〇	臨港道路浜園三号支線	三重県四日市市浜園町一番一から三重県四日市市浜園町一

		番一まで
三五 一	臨港道路浜園四号支線	三重県四日市市浜園町一番一から三重県四日市市浜園町一 番一まで
三五 二	臨港道路富双一号幹線	三重県四日市市富双一丁目一番一から三重県四日市市富双 二丁目一番一六まで
三五 三	臨港道路富双二号幹線	三重県四日市市富双二丁目一番一から三重県四日市市富双 二丁目一番一まで
三五 四	臨港道路富双一号支線	三重県四日市市富双一丁目一番一から三重県四日市市富双 一丁目一番一まで
三五 五	臨港道路富双二号支線	三重県四日市市富双一丁目一番一から三重県四日市市富双 一丁目一番一まで
三五 六	臨港道路富双三号支線	三重県四日市市富双二丁目一番一一から三重県四日市市富 双二丁目一番一一まで
三五 七	臨港道路富双五号支線	三重県四日市市富双二丁目一番一から三重県四日市市富双 二丁目一番一まで
三五 八	臨港道路富双六号支線	三重県四日市市富双二丁目一番一から三重県四日市市富双 二丁目一番一まで
三五 九	農道	三重県伊勢市村松町一三七九番一から三重県伊勢市村松町 一九八番三まで

第1号様式（第6条関係）

（表）

番号			
通行禁止除外指定車			
車両登録番号			
☐ この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
☐ 除外時間 昼間（日の出から日没まで）に限る。			
除外する区域 または道路の区間			
有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日
三重県公安委員会 印			

18cm 13cm 1cm

備考 用紙の地色は白色とし、文字の色は黒色、縁線の色は緑色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色の用紙又は地紋入りの用紙を用いることができる。

（裏）

注 意 事 項	
1 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。 なお、不正に使用した場合には返納を命じられることがある。	
2 この標章を使用する場合は、前面の見やすい箇所に掲出すること。	
3 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。	
4 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。 （1）有効期限が経過したとき。 （2）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 （3）使用する必要がなくなつたとき。	
主たる運転者の氏名	

第1号様式の2（第6条関係）

（表）

番号			
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車			
車両登録番号			
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり			
除外する区域 または道路の区間			
有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日
三重県公安委員会 印			

18cm 13cm 1cm

備考 用紙の地色は白色とし、文字の色は黒色、縁線の色は赤色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色の用紙又は地紋入りの用紙を用いることができる。

（裏）

注 意 事 項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外 の場所等では使用できません。
※ 次のような駐車はできません。
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項各号及び同法第75条の8）
● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
2 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。
3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙と ともに車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
4 現場において、警察官等の指示があつた場合には、その指示に従うこと。
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命じられることがある。
6 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納する こと。
（1）有効期限が経過したとき。
（2）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
（3）使用する必要がなくなったとき。
主たる運転者の氏名

第1号様式の3（第6条関係）

（表）

番号			
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車			
（身体障害者等で歩行困難者使用中）			
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり			
有効期限	年	月	日まで
発 行 日	年	月	日
三 重 県 公 安 委 員 会 印			

18cm

13cm

備考 用紙の地色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色の用紙又は地紋入りの用紙を用いることができる。

（裏）

注 意 事 項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所等では使用できません。	
※ 次のような駐車はできません。	
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項各号及び同法第75条の8）	
● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）	
● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）	
● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）	
● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）	
2 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。	
4 現場において、警察官等の指示があつた場合には、その指示に従うこと。	
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命じられることがある。	
6 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。	
（1）有効期限が経過したとき。	
（2）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。	
（3）使用する必要がなくなつたとき。	
被交付者等 住所	氏名

第1号様式の4（第6条関係）

（表）

番号			
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車			
（紫外線要保護者使用中）			
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり			
除外時間 昼間（日の出から日没まで）に限る。			
有効期限	年	月	日まで
発 行 日	年	月	日
三 重 県 公 安 委 員 会 印			

18cm 13cm

備考 用紙の地色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色の用紙又は地紋入りの用紙を用いることができる。

（裏）

注 意 事 項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所等では使用できません。
※ 次のような駐車はできません。
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項各号及び同法第75条の8）
● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
2 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。
3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
4 現場において、警察官等の指示があつた場合には、その指示に従うこと。
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命じられることがある。
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
（1）有効期限が経過したとき。
（2）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
（3）使用する必要がなくなつたとき。
被交付者等 住所 氏名

第2号様式の1（第6条関係）

通行禁止除外指定申請書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
申請者 住所 氏名 (電話)	
主たる住所 運転者氏名	
事業所の所在地	
事業所名及び責任者名	
車両の種類及び番号	
通行しようとする通行禁止道路の区間	
除外指定の期間	
除外指定を必要とする理由	

(規格A4)

通行禁止除外指定申請書
(身体障害者等用)

						年 月 日
三重県公安委員会 様						
住所 申請者氏名 (電話)						
被交付者	住所 (フリガナ) 氏名 (電話)					年 月 日生 (歳)
通行しようとする通行禁止道路の区間						
除外指定を必要とする理由	次の障害により歩行が困難なため					
	1 身体障害者手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
		障 害 名		級 別	級	
	2 戦傷病者手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
		重度障害の程度	項症			
	3 療育手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
		障害の程度	A 1		A 2	
	4 精神障害者保健福祉手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
		障 害 等 級	級			
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()					
車両(登録)番号	号					
主たる運転者	被交付者との関係	1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()				
	氏 名	年 月 日生 (歳)				
	免 許 種 別	1 普 1 2 普 2 3 大 1 4 その他 ()				
	免 許 番 号	第 号				
	免 許 条 件					
※標章の交付種別	1 新規 2 更新 3 再交付 (2及び3の場合のみ、 年 月 日交付)					

(規格 A 4)

第2号様式の1の3（第6条関係）

通行禁止除外指定申請書 (紫外線要保護者用)		年 月 日
三重県公安委員会 様		
申請者 住所 氏 名 (電話)		
被 交 付 者	住 所 (フリガナ) 氏 名 (電話)	年 月 日生 (歳)
通行しようとする通行禁止道路の区 間		
除外指定を必要とする理由	1 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている。 2 疾患名が色素性乾皮症である。	
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()	
車両(登録)番号	号	
主 た る 運 転 者	被交付者との関係	1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()
	(フリガナ) 氏 名	年 月 日生 (歳)
	免 許 種 別	1 普 1 2 普 2 3 大 1 4 その他 ()
	免 許 番 号	第 号
	免 許 条 件	
※標章の交付種別	1 新 規 2 更 新 3 再交付 (2及び3の場合のみ、 年 月 日交付)	
※備 考		
※確認先の機関 指定医療機関名 医 師 名 確 認 年 月 日 確認者 所属 氏名		

備考1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。
2 車両の種類、車両（登録）番号及び主たる運転者欄は、あらかじめ使用する車両が特定できる場合に記載すること。
3 ※印欄は、記入しないこと。

第2号様式の2（第6条関係）

駐車禁止除外指定申請書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
申請者 住所 氏名 (電話)	
主たる住所 運転者氏名	
事業所の所在地	
事業所名及び責任者名	
車両の種類及び番号	
駐車しようとする駐車禁止道路の区間	
除外指定の期間	
除外指定を必要とする理由	

(規格A4)

駐車禁止除外指定申請書
(身体障害者等用)

三重県公安委員会様

住所
申請者氏名
(電話)

年 月 日

被交付者

住所
(フリガナ)
氏名
(電話)

年 月 日生
(歳)

除外指定を必要とする理由

次の障害により歩行が困難であるため

1 身体障害者手帳

交付年月日 年 月 日

番号

障 害 名

級 別

級

2 戦傷病者手帳

交付年月日 年 月 日

番号

重度障害の程度

項症

3 療育手帳

交付年月日 年 月 日

番号

障害の程度

A 1 A 2

4 精神障害者保健福祉手帳

交付年月日 年 月 日

番号

障 害 等 級

級

車両の種類

1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()

車両(登録)番号

号

主たる運転者

被交付者との関係

1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()

氏 名

年 月 日生 (歳)

免 許 種 別

1 普 1 2 普 2 3 大 1 4 その他 ()

免 許 番 号

第 号

免 許 条 件

※標章の交付種別

1 新規 2 更新 3 再交付
(2及び3の場合のみ、
年 月 日交付)

(規格 A 4)

駐車禁止除外指定申請書
(紫外線要保護者用)

年 月 日

三重県公安委員会 様

住所
申請者氏名
(電話)

被交付者	住所 (フリガナ) 氏名 (電話)		年 月 日生 (歳)
除外指定を必要とする理由	小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けており、疾患名が色素性乾皮症であるため		
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()		
車両(登録)番号	号		
主たる運転者	被交付者との関係	1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()	
	(フリガナ) 氏名	年 月 日生 (歳)	
	免許種別	1 普1 2 普2 3 大1 4 その他 ()	
	免許番号	第 号	
	免許条件		
※標章の交付種別	1 新規 2 更新 3 再交付 (2 及び 3 の場合のみ、 年 月 日交付)		
※備考			

※確認先の機関

指定医療機関名

医 師 名

確 認 年 月 日

確認者 所属 氏名

(規格 A 4)

第3号様式（第8条関係）

信 号 機 設 置 申 請 書	
年 月 日	
三重県公安委員会様	
申請者 住所 氏名又は名称 及び代表者氏名 (電話)	
用 途	
設 置 場 所	
設 置 期 間	
設置予定日及び 工 事 期 間	
信 号 機 の 種 別 型 式	

(規格A4)

第 4 号様式（第 8 条関係）

信 号 機 設 置 委 任 書	
年 月 日	
様	
三重県公安委員会 印	
道路交通法第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり信号機の設置管理を委任します。	
用 途	
設 置 年 月 日	
設 置 場 所	
設 置 期 間	
信 号 機 種 別 機 型 の 式	
条 件	

第5号様式（第9条関係）

歩行者用 通行禁止		No. _____
車両登録番号 _____		
許可する通行 禁止道路の区間 _____		
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
_____ 年 _____ 月 _____ 日		
警察署長 印		

17cm

12.7cm

1cm

備考 用紙の地色は白色とし、文字の色は黒色、縁線の色は黄色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色の用紙又は地紋入りの用紙を用いることができる。

（裏）

注 意 事 項

- 1 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。
なお、不正に使用した場合には返納を命じられることがある。
- 2 この標章を使用する場合は、前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 3 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
- 4 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
 - （1）有効期限が経過したとき。
 - （2）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - （3）使用する必要がなくなつたとき。

主たる運転者の氏名 _____

第 6 号様式（第10条関係）

駐 車 許 可 申 請 書 年 月 日 警察署長 様 住所 申請者 氏名 (法人にあつては、所在地及び名称並びに代表者の役職及び氏名) (電話番号 —)		
車 両 の 種 類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()	
車両(登録)番号	号	
駐車を必要とする場所		
駐 車 の 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの (日 分間)	
駐 車 の 目 的		
現 場 責 任 者	申請者との関係	
	住 所	
	氏 名	(電話番号 —)

※ 第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の駐車方法・条件に従うこと。	
駐 車 方 法	
条 件	1 駐車中は、この許可証を許可に係る車両の前面ガラスに提示すること。 2
年 月 日 警察署長 印	

(規格 A 4)

- 備考 1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第 7 号様式（第10条の 2 関係）

交通規制に関する意見聴取（協議）書	
年 月 日	
様	
三重県公安委員会 警察署長	
道路交通法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交通規制を行いたいので同法第110条の 2 の規定により意見（協議）を伺います。	
禁 止 等 の 態 様	
対 象	
路 線	
区 間	
期 間	
理 由	
第 号 年 月 日	
三重県公安委員会様 警察署長	
道路管理者	
上記意見聴取については、下記のとおり回答する。	
記	
1 指定（設置）により、道路の構造上又は管理上の支障の有無及び理由	
2 その他参考事項	

（規格 A 4）

遠 隔 操 作 型 小 型 車 使 用 届 出 番 号 通 知 書

届出者	から	年	月	日に届出のあった
遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出については、				
届出番号【三重県公安委員会】－				
により、届出され、受理したことを通知する。				
三重県公安委員会 印				

- 注 1 届出番号は、【三重県公安委員会－届出年－届出月－一連番号】の順です。
- 2 通知書を受け取った届出者は、遠隔操作型小型車の見えやすい位置に道路交通法施行規則第 5 条の 3 に規定する標識とともに、届出番号等を表示してください。
- 3 本届出に係る遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行を終了する場合は、三重県警察本部交通部交通規制課に対して届出番号とともに報告してください。
- 4 本届出に係る内容を変更するときは、変更後新たに運行開始する 1 週間前までに届け出てください。

（規格 A 4）

第7号様式の3（第10条の4関係）

立 入 検 査 実 施 依 頼 書	
公安委員会 様	
年 月 日	
三重県公安委員会 印	
当公安委員会の管轄区域内における遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して必要があることから、道路交通法第15条の5第1項の規定に基づき、貴公安委員会の管轄区域内に所在する下記の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に対して、警察職員による立入検査を実施願いたい。	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 理 由	
立 入 検 査 で 明 ら か に す べ き 事 項 等	
備 考	

備考 1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

第 7 号様式の 4（第 10 条の 5 及び第 10 条の 6 関係）

立 入 検 査 実 施 結 果 通 知 書	
公安委員会 様	
年 月 日	
三重県公安委員会 図	
当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立入検査を実施した結果について、下記のとおり通知する。	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 し た 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 し た 理 由	
立 入 検 査 の 実 施 結 果	
備 考	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

第 7 号様式の 5（第 10 条の 6 関係）

報 告 等 の 求 め 実 施 結 果 通 知 書 公安委員会 様 年 月 日 三重県公安委員会 印 当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者に対して報告等の求めを実施した結果について、下記のとおり通知する。	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
報 告 等 の 求 め を 実 施 し た 理 由	
報 告 等 の 求 め の 実 施 結 果	
備 考	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

第 7 号様式の 6（第 10 条の 7 関係）

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書	
様	
年 月 日	
三重県公安委員会 印	
道路交通法第15条の 6 の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

教示

1

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

第 7 号様式の 7（第 10 条の 8 関係）

指 示 実 施 通 知 書	
公安委員会 様	
年 月 日	
三重県公安委員会 印	
当公安委員会は、 年 月 日に遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して使用者に対する指示を実施したことから、下記のとおり通知する。	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
備 考	

備考 1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
(規格 A 4)

第 8 号様式（第11条―第12条の 3 関係）

緊急自動車・指定申請書 道路維持作業用自動車 届 出 書			
年 月 日			
三重県公安委員会 様			
(申請者) (届出者)住所 氏名 (電話)			
用 途			
自動車を使用する者の住所及び氏名			
車 種		車 名	
型 式		登 録 (車両) 番号	
塗 色		車台番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称			

(規格 A 4)

第 9 号様式（第11条―第12条の 3）

（表）

三重県公安委員会 第 号			
緊急自動車指定証 道路維持作業用自動車届出確認証			
年 月 日			
三 重 県 公 安 委 員 会 印			
用 途			
自動車を使用する者の住所及び氏名			
車 種		車 名	
型 式		登 録 (車両)番号	
塗 色		車台番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称			

（規格 A 4）

(裏)

変 更 事 項		
事 項	年 月 日	確 認 印

(注)

- 1 この指定証・届出確認証は、当該自動車に備え付けておくこと。
- 2 この指定証・届出確認証の記載事項に変更のあったときは、届出ること。
- 3 この指定証・届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付の申請をすること。
- 4 次の場合には、この指定証・届出確認証を速やかに返納すること。
 - (1) 当該自動車を廃車し、譲渡し、その他使用しなくなったとき。
 - (2) 指定証・届出確認証の再交付を受けたとき。

第10号様式（第11条－第12条の3 関係）

緊急自動車・指定証 道路維持作業用自動車 届出確認証 記載事項変更届 年 月 日 三重県公安委員会 様 住所 届 出 者 氏名		
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
用 途		
変 更 し た 事 項	新	
	旧	
変 更 し た 理 由		

（規格 A 4）

第11号様式（第11条－第12条の3関係）

緊急自動車・指定証 道路維持作業用自動車・届出確認証 再交付申請書 年 月 日 三重県公安委員会 様 住所 申請者 氏名			
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号		年 月 日 第 号	
用 途			
車 種		車 名	
型 式		登 録 (車両) 番号	
塗 色		車台番号	
再 交 付 申 請 の 理 由			

（規格A4）

備考 汚損又は破損のため再交付の申請をする場合には、汚損し、又は破損した指定証・届出確認証を添付すること。

第12号様式（第11条－第12条の3 関係）

緊急自動車・指定証返納届 道路維持作業用自動車・届出確認証 年 月 日 三重県公安委員会 様 住所 届 出 者 氏 名	
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
用 途	
登 録 (車両) 番 号	
返 納 の 理 由	
指定証・届出確認証を添付できないときは、その理由	

(規格A 4)

第12号様式の2（第12条の4関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																
年 月 日																
三重県公安委員会 殿																
氏名・生年月日													年 月 日			
住 所																
審査に係る 緊急自動車の種類			大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
			MT車							AT車						
現 に 受 け て い る 免 許	交 付 公 安 委 員 会		公安委員会													
	交付年月日		年 月 日				有効期限			年 月 日						
	免許証等番号		第 号													
	第一種 免 許	二・小・原	年 月 日													
		そ の 他	年 月 日													
	第二種免許		年 月 日													
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																
緊急自動車 の使用者		所在地														
		職 名														
		氏 名														

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
- 3 免許証等番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

緊急自動車運転資格記載等申請書																	
年 月 日																	
三重県公安委員会 殿																	
氏名・生年月日							年 月 日										
記載申請の理由		1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 ()															
審査合格年月日		年 月 日															
審査公安委員会		公安委員会															
緊急自動車の種類		大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪															
		MT車					AT車										
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会														
	交付年月日		年 月 日					有効期限		年 月 日							
	免許証等番号		第 号														
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	免許の条件																
緊急自動車 の使用者		所在地															
		職 名															
		氏 名															

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、（ ）内にその理由を記載すること。
- 4 免許証等番号とは、免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ 受理警察署	※ 受理警察署取扱者	安全運転管理者番号

安全運転管理者に関する届出書																
届出年月日 年 月 日																
三重県公安委員会 様																
窓口に来られた方の氏名																
道路交通法第74条の3第5項の規定により 次のとおり届けます。																
届 出 事 項	〈選任・解任〉		〈変更〉		届出者（使用者）											
	☐ 選任(新規) ☐ 選任及び解任(交替) ☐ 解任(廃業・減車) 廃業又は減車年月日 年 月 日		☐ 届出者の氏名(事業所の名称及び代表者の氏名)及び住所 ☐ 自動車の使用の本拠の名称及び位置 ☐ 安全運転管理者の氏名 ☐ 安全運転管理者の職務上の地位		住所(事業所の所在地) 〒 - 氏名(事業所の名称) (代表者の氏名) 連絡先 (電話番号 - -)											
安 全 運 転 管 理 者 に 関 する 事 項	① 選任年月日 年 月 日		③ 資格要件 ☐ 運転管理経験 2年以上 ☐ 公安委員会の教習終了者で1年以上の実務経験のある者 ☐ 公安委員会の認定を受けた者 過去2年以内の公安委員会の解任命令 ☐ 受けている ☐ 受けていない		⑧ 事業所等に使用する本拠事項 業種別 ☐ 官公署 ☐ 公社公団等 ☐ 農業 ☐ 林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 卸・小売業 ☐ 不動産業 ☐ 金融・保険業 ☐ 運輸業 ☐ 電気・ガス・水道業 ☐ 通信業 ☐ サービス業 ☐ 代行業 ☐ その他 ()		② 氏名 (ふりがな)		④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴	
	② 氏名 (ふりがな)						④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴			
	② 氏名 (ふりがな)						④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴			
	② 氏名 (ふりがな)						④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴			
	② 氏名 (ふりがな)		④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴							
	② 氏名 (ふりがな)		④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴							
	② 氏名 (ふりがな)		④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴							
	② 氏名 (ふりがな)		④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴							
	② 氏名 (ふりがな)		④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴							
	② 氏名 (ふりがな)		④ 職務上の地位		⑤ 運転免許を持っている場合		⑥ 勤務様態		⑦ 安全運転管理者等の略歴							

注1 該当する□にチェック（レ印）をしてください。 注2 ※印の欄は記入しないでください。

※ 受理警察署	※受理警察署取扱者	安全運転管理者番号	副安全運転管理者番号

副安全運転管理者に関する届出書

届出年月日 年 月 日

三重県公安委員会 様

窓口に来られた方の氏名

道路交通法第74条の3第5項の規定により
次のとおり届けます。

届出者（使用者）

住所（事業所の所在地） 〒 -

氏名（事業所の名称）

（代表者の氏名）

連絡先（電話番号 - - ）

届 出 事 項	〈選任・解任〉	〈変更〉
	☐ 選任(新規)	☐ 届出者の氏名(事業所の名称及び代表者の氏名)及び住所
	☐ 選任及び解任(交替)	☐
	☐ 解任(廃業・減車)	☐ 自動車の使用の本拠の名称及び位置
	廃業又は減車年月日 年 月 日	☐ 安全運転管理者の氏名 ☐ 安全運転管理者の職務上の地位

副 安 全 運 転 管 理 者 に 関 する 事 項	① 選任年月日	年 月 日			
	② 氏名	(ふりがな)			
	③ 資格要件	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）			
		自動車の運転の管理経歴			
		☐ 運転管理経験 1年以上	☐ 運転の経験期間 3年以上	☐ 公安委員会の 認定を受けた者	
		過去2年以内の公安委員会の解任命令 ☐ 受けている ☐ 受けていない			
	④ 職務上の地位 (職務範囲)				
	⑤ 運転免許 を持っている場合	免 許 種 類			
		免 許 年 月 日			
		交 付 年 月 日			
交付公安委員会		公安委員会			
⑥ 勤 務 態 様	☐ 日勤 ☐ 隔日 ☐ その他（ ）				
	安全運転管理者 の氏名	(ふりがな)			
⑦ 安全 運 転 管 理 者 等 の 略 歴	勤務期間	事業所名	職 名		
	・ ・				
	～ ・ ・				
	・ ・				

⑧ 事業 所 等 に 関 する 本 拠 点 （ 拠 点 ） に 関 する 事 項	名 称	(ふりがな)									
	使用の本拠の 位置	〒 -									
	電 話 番 号	- -									
	業 種 別	☐ 官公署 ☐ 公社公団等 ☐ 農業 ☐ 林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 卸・小売業 ☐ 不動産業 ☐ 金融・保険業 ☐ 運輸業 ☐ 電気・ガス・水道業 ☐ 通信業 ☐ サービス業 ☐ 代行業 ☐ その他（ ）									
⑨ 自動車 台数	車 種	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大型 特殊	小型 特殊	大型 二輪	普通 二輪	計
	種 別	乗 用									
⑩ 運転 者 数	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大型 特殊	大型 二輪	普通 二輪	原 付	小型 特殊	計
	人 数	一 種 二 種									
⑪ 前副 安全 運 転 管 理 者	解任年月日	年 月 日									
	氏 名	(ふりがな)									
	解任理由	☐ 死亡 ☐ 退職 ☐ 転任 ☐ 解任命令 ☐ その他（ ）									

< 備考 >

注1 該当する□にチェック（レ印）をしてください。 注2 ※印の欄は記入しないでください。

第14号様式（第17条関係）

8. 6cm	
（表面）	
5. 4cm	安全運転管理者証 安全運転管理者番号 事業所の名称 所在地 安全運転管理者氏名 上記の者は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者として届出済みであることを証明する。 年 月 日 三重県公安委員会 印

（裏面）	
5. 4cm	道路交通法(昭和35年法律第105号) （抜粋） （安全運転管理者等） 第74条の3 略 2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令（道路交通法施行規則(昭和35年内閣府令第60号)第9条の10）で定めるものを行わなければならない。 3 前項の交通安全教育は、第108条の28第1項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。 4 略 注 1 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。 2 本証を紛失、破損等したときは、届出警察署に申し出て再交付を受けること。 3 解任されたときは、本証は届出警察署を通じて返納すること。

第14号様式の2（第17条関係）

← 8.6cm →
(表面)

↑

5.4cm

↓

副安全運転管理者証

副安全運転管理者番号

事業所の名称

所在地

副安全運転管理者氏名

上記の者は、道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者として届出済みであることを証明する。

年 月 日

三重県公安委員会 印

(裏面)

↑

5.4cm

↓

道路交通法(昭和35年法律第105号) (抜粋)

(安全運転管理者等)

第74条の3 略

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令（道路交通法施行規則(昭和35年内閣府令第60号)第9条の10)で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全教育は、第108条の28第1項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。

4 略

注 1 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。

 2 本証を紛失、破損等したときは、届出警察署に申し出て再交付を受けること。

 3 解任されたときは、本証は届出警察署を通じて返納すること。

安全運転管理者等資格認定申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

申請者（使用者）
 事業所の所在地 〒

事業所の名称

 代表者の氏名

連絡先（電話番号 － － ）

次のとおり道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する認定を申請します。

自動車の 使用の本 拠	事業所の名称												
	使用の本拠 の位置												
	電話番号												
認定を受け ようとする者	☐ 安全運転管理者 ☐ 副安全運転管理者												
	ふりがな												
	氏名												
	生年月日	年 月 日生（ 歳）											
	職務上の地位												
	運転管理経験	☐ 有 ☐ 無 ☐ 期間 . . ～ . . （ 年 月） 部署名 職務上の地位											
		運転免許関係	☐ 有 ☐ 無 免許の種類 交付公安委員会 公安委員会										
認定を受けるに足る理由													
管理車両 台数	車種		大型	中型	準中型	普通	軽	大型 特殊	小型 特殊	大型 二輪	普通 二輪	計	
	種別	乗用										台	
	貨物												
全従業員数	名		運転 保有者数		免許 者数		名		自 通	家 勤	用 者	車 数	名

注 該当する□にチェック（レ印）をしてください。

第15号様式の2（第19条関係）

第 号	
安全運転管理者 資格認定書 副安全運転管理者	
事業所の名称	
事業所の所在地	
氏 名 年 月 日生（ 歳）	
上記の者は、道路交通法施行規則 第9条の9第1項第2号 の規定により自 第9条の9第2項第2号 動車の運転管理に関し 2年（運転管理の教習を修了した者にあつては 1年以上実務経験を有する者、自動車の運転 1年）以上実務経験を有する者 経験期間が3年以上の者 と同等以上の能力を有する者であることを 認定します。 年 月 日 三重県公安委員会 印	

（規格A4）

第16号様式（第21条関係）

安全運転管理教習申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

申請者（使用者）

事業所の所在地 〒

事業所の名称

代表者の氏名

連絡先（電話番号 - - ）

次のとおり道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する教習の受講を申請します。

自動車の 使用の 本 拠	事業所の名称											
	使用の本拠 の 位 置											
	電 話 番 号											
教習を受 けようと する 者	ふ り が な											
	氏 名											
	生 年 月 日		年 月 日生（ 歳）									
	職務上の地位											
	運転管理経験		☐ 有 ☐ 無 期間 . . . ～ . . . （ 年 月） 部署名 職務上の地位									
	運転免許関係		☐ 有 ☐ 無 免許の種類 交付公安委員会 公安委員会									
管理車両 台 数	車種		大型	中型	準 中 型	普通	軽	大型 特殊	小型 特殊	大型 二輪	普通 二輪	計
	種 別	乗用										台
		貨物										
全 従 業 員 数	名		運 転 免 許 保 有 者 数				名		自 家 用 車 通 勤 者 数		名	
備 考												
※ 年 月 日教習受講 修了証書番号 第 号												

注 該当する□にチェック（レ印）をして下さい。

※欄は記入しないで下さい。

第16号様式の2（第22条関係）

第 号	
修 了 証 書	
事業所の名称	
事業所の所在地	
氏 名	
年 月 日生（ 歳）	
上記の者は、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証します。	
年 月 日	
三重県公安委員会 印	

（規格A4）

第17号様式（第23条関係）

安全運転管理者等解任命令書	
年 月 日	
住所（事業所の所在地）	
氏名（事業所の名称）	
（代表者・氏名）	
様	
三重県公安委員会 印	
道路交通法第74条の3第6項の規定により、あなたの選任している	
安全運転管理者を次の理由により解任するよう命じます。	
解任すべき 者の氏名	年 月 日生
解任すべき理由	

（規格A4）

第18号様式（第23条の2 関係）

報告・資料の提出要求書 年 月 日 事業所の名称 自動車の利用者又は 安全運転管理者 様 三重県公安委員会 印 道路交通法第75条の2の2の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求め ます。	
報告又は資料 の提出期限	年 月 日
報告又は資料の提出 を求める理由	
報告事項	
提出資料	

(規格A4)

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

様

年 月 日
三重県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

様

年 月 日
三重県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
(規格A4)

不許可通知書

住所

氏名又は名称

様

年 月 日付けで申請のあった特定自動運行の許可申請については、道路交通法第75条の14の規定により不許可としたので通知します。

理由

年 月 日

三重県公安委員会 図

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

第18号様式の5（第23条の5関係）

年 月 日 三重県公安委員会 様 届出者の氏名又は名称及び住所 許 可 証 返 納 届 出 書 第 1 項 道路交通法施行規則第9条の38 の規定により届出をします。 第 3 項	
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
許 可 証 番 号	
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 の 事 由	

第18号様式の6（第23条の6関係）

報告・資料提出要求書 様 年 月 日 三重県公安委員会 印 道路交通法第75条の25第1項の規定により、報告・資料提出を求めます。	
報告・資料提出期限	年 月 日
報告・資料提出を 求める理由	
報告を求める事項 提出を求める資料	
備 考	

特定自動運行に関する指示書	
様	
年 月 日	
三重県公安委員会 印	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

様

年 月 日
三重県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）のとおり、 を行
うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
(規格A4)

第19号様式（第30条関係）

運転免許試験合格取消通知書	
年 月 日	
(住所)	
様	
三重県公安委員会 印	
次の理由により、あなたの運転免許試験の合格を取り消したので通知します。	
合格を取り消した 運 転 免 許 試 験	
理 由	

備考 運転免許証を交付されているときは、直ちに当該免許証を返納すること。
免許情報記録個人番号カードを保有するときは、直ちに当該免許情報記録
個人番号カードを提示し、特定免許情報の抹消を受けること。

(規格A4)

第20号様式（第31条関係）

運 転 免 許 受 験 停 止 通 知 書 年 月 日 （住所） 様 三重県公安委員会 印 道路交通法第97条の3第3項の規定により、 年 月 日から 年 月 日まで、運転免許の受験を停止したので通知します。 記	
理 由	
教 示 この処分について不服のある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

（規格A4）

限定解除（条件変更） 審査申請書

☐技能審査合格証明書有

年 月 日 発行

三重県公安委員会 殿

申 請 種 別	1 限定解除 2 眼鏡等（補聴器）条件解除
申 請 年 月 日	年 月 日
フ リ ガ ナ	生 年 月 日 電話番号（自宅・携帯等）
申 請 者 氏 名	年 月 日
限 定 解 除 審 査 を受けようとする者に 係 る 免 許 の 条 件	

現 に 受 け て い る 免 許	氏 名 カ ナ											生年月日	年 月 日	
	氏 名													
	通 称 名													
	旧 姓 名													
	本（国）籍													
	住 所													
	免 許 証 番 号				有効	年 月 日		交付	年 月 日		公安委員会			
	免許情報記録番号					年 月 日		記録	年 月 日		公安委員会			
	二 小 原	年 月 日	免 許 の 種 類									備 考		
	そ の 他	年 月 日												
	二 種	年 月 日												
	運 転 者 区 分													
	照 会 番 号													
条 件														

受審番号

合格後の条件

備考欄

視 力	裸眼				矯正				視 野	右 左 計	深 視 力	1 回 2 回 3 回 計	c m c m c m c m	聴 力	適 否	特 記 事 項		検査者	点検欄
	右	0.1	0.3	0.5	右	0.1	0.3	0.5											
	左	0.1	0.3	0.5	左	0.1	0.3	0.5					運動能力	適 否					
	両	0.5	0.7	0.8	両	0.5	0.7	0.8											

(裏)

(収入証紙は別に定められた納付書に貼り、この欄には貼らないこと)

証紙等
確認欄

第21号様式の2 削除

運転経歴証明書交付等申請書

写真

6か月以内に撮影

無帽・正面上三分身

無背景

30×24mmの写真貼付

三重県公安委員会 殿

申請年月日	年 月 日		
フリガナ		生 年 月 日	電話番号（自宅・携帯等）
申請者氏名		年 月 日	
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード	
個人番号カードの効力		有効 ・ 失効	

受けていた免許又は現在受けている運転経歴証明書	氏名カナ											生年月日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	免許証番号			有効	年 月 日	交付	年 月 日		公安委員会						
	免許情報記録番号				年 月 日	記録	年 月 日		公安委員会						
	運転経歴証明書番号											交付	年 月 日		公安委員会
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日		公安委員会
	二 小 原		免許の種類								備考				
	そ の 他														
	二 種														
	運転者区分														
照 会 番 号															
条 件															

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	昭和 年 月 日
氏 名		平成 年 月 日	
住 所		性 別	男・女

納付欄

暗証番号

備考欄

代理申請者		続柄		登録欄	点検欄

運転経歴証明書記載事項変更等届

三重県公安委員会 殿

届出年月日	年 月 日		
フリガナ		生年月日	電話番号（自宅・携帯等）
申請者氏名			

代理申請者		続柄	
-------	--	----	--

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明 書	氏 名 カ ナ											生年月日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	運転経歴証明書番号														
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日		公安委員会
	二 小 原		免 許 の 種 類								備 考				
	そ の 他														
	二 種														
	運 転 者 区 分														
	照 会 番 号														
	条 件														

太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	
氏 名					
住 所				性 別	男・女

備考欄

登録欄	点検欄

運転経歴証明書再交付申請書

写真
6か月以内に撮影
無帽・正面上三分身
無背景
30×24mmの写真貼付

三重県公安委員会 殿			
申請年月日	年 月 日		
フリガナ		生 年 月 日	電話番号（自宅・携帯等）
申請者氏名		年 月 日	
再交付理由	1 亡失、滅失、汚損又は破損 2 記載事項変更または写真変更 3 その他（ ）		
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード	
個人番号カードの効力		有効 ・ 失効	

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明 書	氏 名 カ ナ											生年月日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	運転経歴証明書番号														
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日		公安委員会
	二 小 原	年 月 日	免 許 の 種 類								備 考				
	そ の 他	年 月 日													
	二 種	年 月 日													
	運 転 者 区 分														
	照 会 番 号														
条 件															

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ											生	昭和	年 月 日	
氏 名											年	平成	年 月 日	
住 所											月	令和	年 月 日	
												性 別	男・女	

納付欄	備考欄

代理申請者		続柄		登録欄	点検欄

運転経歴証明書返納届

三重県公安委員会 殿

届出年月日	年 月 日		
フリガナ		生年月日	電話番号（自宅・携帯等）
届出者氏名		年 月 日	

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明 書	氏 名 カ ナ											生年月日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	運転経歴証明書番号											交付	年 月 日		公安委員会
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日		公安委員会
	二 小 原	年 月 日	免 許 の 種 類								備 考				
	そ の 他	年 月 日													
	二 種	年 月 日													
	運 転 者 区 分														
	照 会 番 号														
条 件															

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	
氏 名					
住 所				性 別	男・女

納付欄

備考欄

代理申請者		続柄	
-------	--	----	--

登録欄	点検欄

運転経歴証明書抹消届

三重県公安委員会 殿

届出年月日	年 月 日		
フリガナ		生年月日	電話番号（自宅・携帯等）
届出者氏名		年 月 日	

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明 書	氏 名 カ ナ											生年月日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	運転経歴証明書番号											交付	年 月 日		公安委員会
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日		公安委員会
	二 小 原	年 月 日	免 許 の 種 類								備 考				
	そ の 他	年 月 日													
	二 種	年 月 日													
	運 転 者 区 分														
	照 会 番 号														
	条 件														

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ											生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	
氏 名														
住 所											性 別	男・女		

納付欄

備考欄

代理申請者			続柄		登録欄	点検欄

第22号様式 削除

第23号様式（第36条関係）

臨時適性検査通知書

年 月 日

（住 所）

様

三重県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項から第5項までのいずれか又は第107条の4第1項の規定により、あなたに対する適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し若しくは効力の停止又は拒否若しくは保留の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	年 月 日（ ） 時 分
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

第23号様式の2（第37条の2関係）

取消処分者講習受講申請書																
												年	月	日		
三重県公安委員会												様				
氏名、生年月日								年		月	日					
本籍・国籍																
住所																
免許欠格期間満了の日		年						月		日						
取消し前に取得していた免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
交付公安委員会		公 安 委 員 会														
希望する講習の車種		四 輪						二 輪		原 付						
※講習日		年						月		日						
※講習場所																
手数料証紙はり付欄																

（規格A4）

備考 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。

第24号様式（第37条の3 関係）

		通 知 書 番 号		第		号	
受 講 申 出 書							
年 月 日							
三重県公安委員会 様							
住 所							
申請者							
氏 名							
年 月 日生							
私は、 年 月 日から 日間運転免許の効力停止（保留）を受けました。道路交通法第108条の2 第1 項第3 号の規定による講習を受けたいので申し出ます。							
手 数 料 証 紙 は り 付 欄							
証		紙		証		紙	
証		紙		証		紙	

（規格A 4）

第25号様式（第37条の3 関係）

運転免許停止（保留・自動車等の運転禁止）期間短縮通知書						
年 月 日						
様						
三重県公安委員会 印						
（三重県警察本部長） 印						
道路交通法第103条第10項の規定に基づき、あなたの運転免許の効力の停止（免許の保留又は自動車等の運転禁止）の処分期間 日間を 日短縮し、 年 月 日までとしたので通知します。						
受講記録欄	第 一 日		取扱者	第 二 日		取扱者

（規格 A 4）

第25号様式の2（第37条の4関係）

大型車講習等受講申出書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する講習を受講したいので申し出ます。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
講 習 区 分	☐ 大型車講習 ☐ 中型車講習 ☐ 準中型車講習 ☐ 普通車講習 ☐ AT車限定
仮免許有効期間	年 月 日まで有効
最終試験合格年月日	年 月 日 合 格
手数料証紙はり付欄	

(規格A4)

第25号様式の3（第37条の5関係）

大型二輪車講習等受講申出書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
道路交通法第108条の2第1項第5号に規定する講習を受講したいので申し出ます。	
住 所	
氏 名	
講 習 区 分	☐ 大型二輪車講習 ☐ 普通二輪車講習 ☐ AT車限定
生 年 月 日	年 月 日
技能試験合格年月日	年 月 日 合 格
手数料証紙はり付欄	

第25号様式の5（第37条の7関係）

原 付 講 習 受 講 申 出 書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
道路交法第108条の2第1項第6号に規定する講習を受講したいので申し出ます。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

第25号様式の6（第37条の8関係）

旅 客 車 講 習 受 講 申 出 書		年	月	日
三重県公安委員会 様				
道路交通法第108条の2第1項第7号に規定する講習を受講したいので申し出ます。				
住	所			
氏	名			
生	年	月	日	
講 習 区 分	☐ 大型旅客車講習 ☐ 中型旅客車講習 ☐ 普通旅客車講習	☐ A T 車限定		
仮 免 許 有 効 期 間 (大型第一種免許取得者を除く。)	年 月 日 まで有効			
最終試験合格年月日	年 月 日 合 格			
手 数 料 証 紙 は り 付 欄				

(規格A4)

第25号様式の7（第37条の9関係）

応急救護処置講習受講申出書	
年 月 日	
三重県公安委員会 様	
道路交通法第108条の2第1項第8号に規定する講習を受講したいので申し出ます。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
講 習 区 分	☐ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る講習 ☐ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る講習
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

第25号様式の 8 （第37条の10関係）

更新時講習受講申請書（優良運転者講習）

三重県公安委員会 殿

優良運転者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書	
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日
申 請 者 納 付 者	住所 氏名
使用料等の名称	更新時講習手数料（優良運転者講習）
使用料等の金額	円
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

（規格 A 4）

第25号様式の 8 の 2 （第37条の10関係）

更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（優良運転者講習） 優良運転者講習の受講を申請します。	
手 数 料 証 紙 納 付 書	
使用料等の名称	自動車運転免許更新時講習（優良運転者講習）受講申請手数料
申 請 納 付 年 月 日	年 月 日
申 請 者 納 付 者	住所 氏名
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

備考 手数料証紙は、納入者において消印しないこと。

（規格 A 5）

第25号様式の 9 （第37条の10関係）

更新時講習受講申請書（一般運転者講習）

三重県公安委員会 殿

一般運転者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書	
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日
申 請 者 納 付 者	住所 氏名
使用料等の名称	更新時講習手数料（一般運転者講習）
使用料等の金額	円
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

（規格 A 4）

第25号様式の9の2（第37条の10関係）

更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（一般運転者講習） 一般運転者講習の受講を申請します。	
手数料証紙納付書	
使用料等の名称	自動車運転免許更新時講習（一般運転者講習）受講申請手数料
申請 納付年月日	年 月 日
申請者 納付者	住所 氏名
手数料証紙 はり付欄	

備考 手数料証紙は、納入者において消印しないこと。

（規格A5）

第25号様式の10（第37条の10関係）

更新時講習受講申請書（違反運転者講習）

三重県公安委員会 殿

違反運転者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書	
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日
申 請 者 納 付 者	住所 氏名
使用料等の名称	更新時講習手数料（違反運転者講習）
使用料等の金額	円
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

（規格A4）

第25号様式の10の2（第37条の10関係）

更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（違反運転者講習） 違反運転者講習の受講を申請します。	
手 数 料 証 紙 納 付 書	
使用料等の名称	自動車運転免許更新時講習（違反運転者講習）受講申請手数料
申 納 付 年 月 日	年 月 日
申 請 者 納 付 者	住所 氏名
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

備考 手数料証紙は、納入者において消印しないこと。

（規格A5）

第25号様式の11（第37条の10関係）

更新時講習受講申請書（初回更新者講習）

三重県公安委員会 殿

初回更新者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書	
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日
申 請 者 納 付 者	住所 氏名
使用料等の名称	更新時講習手数料（初回更新者講習）
使用料等の金額	円
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

（規格A4）

第25号様式の11の2（第37条の10関係）

更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（初回更新者講習） 初回更新者講習の受講を申請します。	
手 数 料 証 紙 納 付 書	
使用料等の名称	自動車運転免許更新時講習（初回更新者講習）受講申請手数料
申 請 納 付 年 月 日	年 月 日
申 請 者 納 付 者	住所 氏名
手 数 料 証 紙 は り 付 欄	

備考 手数料証紙は、納入者において消印しないこと。

（規格A5）

第25号様式の12（第37条の11関係）

		番号	第	号								
高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書 （実車指導を含む講習） 年 月 日 三重県公安委員会 様 道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。 <table border="1"><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>講 習 区 分</td><td>☐ 高齢者講習 （75歳未満） ☐ 高齢者講習 （75歳以上） ☐ 臨時高齢者講習</td></tr></table>					住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	☐ 高齢者講習 （75歳未満） ☐ 高齢者講習 （75歳以上） ☐ 臨時高齢者講習
住 所												
氏 名												
生 年 月 日	年 月 日											
講 習 区 分	☐ 高齢者講習 （75歳未満） ☐ 高齢者講習 （75歳以上） ☐ 臨時高齢者講習											
手 数 料 証 紙 は り 付 欄												

（規格A4）

第25号様式の12の2（第37条の11関係）

		番号	第	号								
高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書 （実車指導を含む講習） 年 月 日 三重県公安委員会 様 道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。 <table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>講 習 区 分</td> <td> ☐ 高齢者講習（75歳未満） ☐ 高齢者講習（75歳以上） </td> </tr> </table>					住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	☐ 高齢者講習（75歳未満） ☐ 高齢者講習（75歳以上）
住 所												
氏 名												
生 年 月 日	年 月 日											
講 習 区 分	☐ 高齢者講習（75歳未満） ☐ 高齢者講習（75歳以上）											
手 数 料 証 紙 は り 付 欄												

（規格A4）

第25号様式の13（第37条の11関係）

		番号	第	号								
高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書 （実車指導を含まない講習） 年 月 日 三重県公安委員会 様 道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。 <table border="1"><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>講 習 区 分</td><td>☐ 高齢者講習 （75歳未満） ☐ 高齢者講習 （75歳以上） ☐ 臨時高齢者講習</td></tr></table>					住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	☐ 高齢者講習 （75歳未満） ☐ 高齢者講習 （75歳以上） ☐ 臨時高齢者講習
住 所												
氏 名												
生 年 月 日	年 月 日											
講 習 区 分	☐ 高齢者講習 （75歳未満） ☐ 高齢者講習 （75歳以上） ☐ 臨時高齢者講習											
手 数 料 証 紙 は り 付 欄												

（規格A4）

第25号様式の13の2（第37条の11関係）

		番号	第	号								
高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書 （実車指導を含まない講習） 年 月 日 三重県公安委員会 様 道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講したいので申請します。 <table border="1"><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>講 習 区 分</td><td>☐ 高齢者講習（75歳未満） ☐ 高齢者講習（75歳以上）</td></tr></table> 手 数 料 証 紙 は り 付 欄					住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	講 習 区 分	☐ 高齢者講習（75歳未満） ☐ 高齢者講習（75歳以上）
住 所												
氏 名												
生 年 月 日	年 月 日											
講 習 区 分	☐ 高齢者講習（75歳未満） ☐ 高齢者講習（75歳以上）											

（規格A4）

第25号様式の14（第37条の12関係）

		番号	第	号						
違反者講習受講申出書 (社会参加活動を含む講習) 年 月 日 三重県公安委員会 様 道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を受講したいので申し出ます。 <table border="1"><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></table>					住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所										
氏 名										
生 年 月 日	年 月 日									
手数料証紙はり付欄										

第25号様式の15（第37条の12関係）

		番号	第	号															
違反者講習受講申出書 (社会参加活動を含まない講習) 年 月 日 三重県公安委員会 様 道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を受講したいので申し出ます。 <table border="1"><tr><td>住</td><td>所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>生</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>年 月 日</td></tr></table>					住	所				氏	名				生	年	月	日	年 月 日
住	所																		
氏	名																		
生	年	月	日	年 月 日															
手数料証紙はり付欄																			

第25号様式の16（第37条の13関係）

		番号	第	号
若年運転者講習受講申請書				
年 月 日				
三重県公安委員会 様				
道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受講したいので申請します。				
住	所			
氏	名			
生	年	月	日	
手数料証紙はり付欄				

(規格A4)

第25号様式の17（第37条の14関係）

特定任意講習受講申込書		
年 月 日		
三重県公安委員会 様		
道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習を受講したいので申し込みます。		
申込者	住 所	
	氏 名	
講 習 日 時		
講 習 場 所		場所 三重県 名称
受 講 者 数	6 月 以 内 の 更 新 対 象 者	人
	そ の 他	人
備 考		

第25号様式の18（第37条の14関係）

特定任意講習受講者名簿			
次の者は 年 月 日			
において開催される特定任意講習を受講します。			
番 号	氏 名	生 年 月 日	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

第25号様式の19（第37条の14関係）

特 定 任 意 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習を受講したいので申請します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

収入証紙貼付け欄

備考 運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新を申請した日前6月以内に特定任意講習を受講した人は、更新時講習を受ける必要がありません。

(規格A4)

第25号様式の20（第37条の15関係）

		番号	第	号
認 知 機 能 検 査 受 検 申 出 書				
年 月 日				
三重県公安委員会 様				
道路交通法第97条の2第1項第3号イ、同法第101条の4第2項又は同法第101条の7第1項に規定する認知機能検査の受検を申し出ます。				
住 所				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
検 査 区 分	☐ 臨時認知機能検査 ☐ 更新時認知機能検査			
手 数 料 証 紙 は り 付 欄				

（規格A4）

第25号様式の21（第37条の16関係）

		番号	第	号
運 転 技 能 検 査 受 検 申 出 書				
年 月 日				
三重県公安委員会 様				
道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は同法第101条の4第3項に規定する運転技能 検査の受検を申し出ます。				
住	所			
氏	名			
生	年	月	日	年 月 日
手 数 料 証 紙 は り 付 欄				

(規格A4)

第26号様式（第39条関係）

（表）

自動車の使用制限に関する意見照会書	
第	号
年	月 日
様	
三重県公安委員会 印	
第75条第2項 下記のとおり道路交通法第75条の2第1項の規定に基づく自動車の使用制限の処	
分を行う予定であるので、同法第75条第3項第75条の2第3項において準用する同法第75条第3	
項の規定により意見を伺います。 年 月 日までに、文書をもって貴	
職の意見を回答してください。	
記	
1 被処分者	
事業所名	
所在地	
代表者氏名	
2 処分理由等	
裏面のとおり	
取扱者の氏名及び電話番号	

第27号様式（第39条関係）

（表）

車両の使用制限命令に関する意見照会書	
第	号
年	月 日
様	
三重県公安委員会 印	
下記のとおり道路交通法第75条の2第2項の規定に基づく車両の使用制限命令を行う予定であるので、同条第3項において準用する同法第75条第3項の規定により意見を伺います。	
年 月 日までに、文書をもって貴職の意見を回答してください。	
なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。	
記	
1 対象者	
事業所名	
所在地	
代表者氏名	
2 処分理由等	
裏面のとおり	
取扱者の氏名及び電話番号	